

2009年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の重点要望と回答



要望書提出 2008年10月16日

回答書受理 2009年 3月26日

日本共産党横浜市会議員団

目 次

2009年度横浜市の予算編成にあたっての要望書	3
要望&回答	
(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること	
1) 子育て支援の強化を	4
2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を	7
3) 障がい者施策の拡充を	10
4) 国民健康保険事業の改善を	14
5) 保健・医療・福祉施策の拡充を	15
6) 市民税等の減免制度の拡充を	19
(2) 教育・文化・スポーツの充実を	
1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を	20
2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を	23
3) 安全で豊かな学校給食の充実を	23
4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を	24
5) 高等教育の充実を	26
6) 市立大学の教育環境の充実を	26
7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を	27
8) 図書館の充実を	28
9) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を	29
(3) 横浜市の地域特性を生かした実効性のある地域産業政策を	
1) 市内中小商工業者の育成と市内の経済循環を高める政策を	30
2) 制度融資の一層の改善を	32
3) 商店街の活性化・振興策を	33
4) 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を	33
5) 生き生きと生活できる雇用の創出を	35
6) 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を	36
(4) 大型開発を見直して、生活・環境・防災重点の公共事業を	
1) 不要不急の大型公共事業の見直しを	38
2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える	40
3) 資源のリサイクルとごみ減量化の促進	43
4) 市営バス事業の堅持と市民の足を守る	44
5) 安心して住み続けられるまちづくり	45
6) 災害に強い安全なまちづくり	47
(5) 情報公開・市民参加を拡充し、分権・自治を活かした市政運営を	
1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を	50
2) 市民に開かれた各種審議会等に改善を	51

- 3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を・・・・・・・・・・ 5
2
- 4) 多様な市民活動の積極的支援策を・・・・・・・・・・ 5 3
- 5) 区民サービスの向上と身近な区の自治機能の拡大を・・・・・・・・ 5 4
- (6) 米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること
 - 1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を・・・・・・・・ 5 5
 - 2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を・・・・ 5 6

注：回答の次の（ ）内は回答局名、〔 〕内は共管局名を示します。

2008年10月16日

横浜市長 中田 宏 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2009年度横浜市予算編成にあたっての要望書

国の大企業のもうけ最優先と「構造改革」路線のもとですすめられた、雇用破壊と社会保障の過酷な負担増と給付減、増税による貧困と格差の拡大が、日本社会に重くのしかかっています。原油や穀物の高騰とアメリカ発の金融危機による影響とあわせ、その是正を政治に求めています。

横浜においても、市民生活へのそのあらわれは深刻であり、本市の2009年「都市経営の基本的な考え方」(依命通達)では、市民意識調査の分析を通じ、「不安定な就労や多重債務、自殺の問題など社会的格差に関連する不安感の増大が見られる」として、福祉・医療の充実、セイフティネットのあり方など安全・安心の確保策については、横断的体系的に取り組み、実効性あるものとする必要があるとの認識を示しているところです。

いまこそ、横浜市政がよって立つべき立場は、「住民の福祉の増進」という地方自治の原点に立ち返り、市民の暮らしと福祉をまもるためにあらゆる手立てを尽くすことです。

来年度予算の編成にあたっては、この立場から、原油・穀物高騰、金融危機から市民の暮らし・営業を守る緊急対策、低所得層や若年層のための施策をはじめ、福祉・医療、教育条件の拡充、中小企業対策、緑と環境、防災対策などを重点とすることが求められています。また、市民サービスに係わる事務事業の見直しに当たっては、サービス水準の切り下げと、市民負担増の方向で行わないことも当然のことです。

「財政健全化路線」については、地下鉄事業、南本牧埋め立て事業、上大岡再開発事業の市債償還に市税をあてる計画のうち、返済期間を延長するなど、見直しも迫られています。

この要望書は、以上の視点から、当面の政策課題を重点的にまとめたものです。予算編成にあたっては、これらの要望を積極的に取り入れられるよう強く要望するものです。

(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること

1) 子育て支援の強化を

1. 小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。県の助成年齢引き上げに伴う一部負担金は導入しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 小児医療費助成制度については、現下の厳しい財政状況の中での拡充は困難な状況であり、当面は現行制度を維持していくことにご理解をお願いします。

なお、一部負担金の導入につきましては、本市として、当面は導入の予定はありません。

2. 小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけて拠点病院への補助金を必要に応じて増額し、市としてNICUの整備拡充を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 小児救急拠点病院機能強化対策など小児救急医療対策を進めてまいります。

NICUについては、平成20年度において県立こども医療センターで6床、横浜労災病院で3床が増床されたところであり、今後も充足に努めてまいります。

3. 産婦人科医不足の解消に向けて、国に対策を求めるとともに、横浜市として産婦人科医手当の増額など対策を講じ、市民病院の産婦人科医師欠員を解消すること。また、医師会看護専門学校などに助産師養成コースを新設すること。

<回 答>

(健康福祉局)〔病院経営局〕産科医の不足等については、八都県市首脳会議等を通じて国に要望を行っております。

市民病院においては、平成20年4月から分べん手当(分べん1件1万円)を創設し、産婦人科医の確保及び離職防止に努めております。

また、現在、助産師養成学校等の新設については、考えておりません。

4. 妊婦健診の公費助成回数を引き上げ、助成額を増額すること。特に、初回は実態に合わせて増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 国の動向を踏まえ、平成21年度から妊婦健診の補助回数を5回から14回に拡充します。

5. 認可民間保育所への法定外扶助費を増やし、常勤職員を増やすこと、非常勤・パート・派遣職員の増加を抑制し、研修費の増額により、保育の質を向上させること。

<回 答>

(こども青少年局) 本市の単独助成は、国基準以上の保育士配置を確保するものです。

また、保育の質を向上させるためには人材育成が不可欠であることから、今後もニーズに対応できる研修の企画に努め、引き続き研修を質、量ともに充実させてまいります。

6. 一時保育やアレルギー・発達障害を持つ子どもの保育、産休明け保育等きめ細かな対応を実施している保育所に対して、十分な職員配置の予算措置をとること。

<回 答>

(こども青少年局) 障害児保育等については拡充を図り、産休明け保育の実施を保育向上支援費

のポイント加算対象とするなど、保育の質の向上に資するよう予算の確保に努めています。

7. 市立保育所の耐震化計画を前倒しし、早急に進めること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所の対震補強については、市の全体計画である「横浜市公共建築物対震対策事業計画」に基づき、平成27年度までに補強対象園の工事を完了するよう、優先順位を決め、段階的に取り組んでおります。

8. 民間保育所の耐震診断・耐震工事の補助を4分の3から100%に拡充して、早急に進めること。また、老朽化した民間保育所の建替えの年次計画を市の責任で策定し、計画的に実施すること。

<回 答>

(こども青少年局) 民間保育所については、「横浜市民間児童福祉施設等耐震補強事業補助金交付要綱」に基づき、耐震診断調査費の助成や耐震補強が必要な施設に対する耐震補強設計費・工事費の3/4助成を行っております。

また、民間保育所老朽改築事業により、老朽化が著しい民間保育所の改築を年間2園程度進めてまいります。

9. 全保育所へAEDを設置すること。

<回 答>

(こども青少年局) 全保育所へのAEDの設置については、困難です。

10. 認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の整備にあたっては、保育所待機児童の解消や多様な保育サービスのニーズに応えるためにも、社会福祉法人のみならず企業やNPO法人などの民の力を幅広く活用することは、重要と考えております。

11. これ以上の市立保育所の民間移管は行わないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所の民間移管につきましては、「今後の重点保育施策(方針)」(平成15年4月23日)に基づき、多様な保育ニーズに応えるため、引き続き、実施してまいります。なお、実施にあたっては、「横浜市の民間移管について(実施基準)」に沿って、保護者や関係者の意見をお聞きしながら進めてまいります。

12. 横浜保育室・家庭保育福祉員への基本助成費を引き上げるとともに、新年度に定員割れになった場合、年度中途の保育児の増加に対応する待機職員の人件費を補助し、安定した運営ができるようにすること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室事業に対する助成につきましては、児童数に応じた助成を行っており、基本助成費に加えて、乳児保育、障害児保育などの実施に対して加算するなど助成を行っております。実績による補助制度のため、待機職員の人件費補助は考えておりません。

また、家庭保育福祉員については、児童3名に対し保育者1名の基準を保てるよう助成しており、児童4名以上を保育する場合は、原則保育時間内の常時複数配置を保てるよう助成して

おります。

13. 民間保育所や横浜保育室等へのアレルギー食及び障がい児補助を増額し、拡充すること。

<回 答>

(こども青少年局) アレルギー対応食については現行の運営費及びその他の助成費の中での対応をお願いいたします。

また、障害児保育については、必要な職員配置ができるよう障害児保育加算の助成を行っております。

14. 横浜保育室の保育料については、認可保育園と同様の制度に向けて検討すること。当面、一律1万円の保育料軽減ではなく、所得に応じたものに助成額を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室の保育料については、本市要綱で上限額を月額58,100円と定めており、施設では利用日数や利用時間等に応じて、上限額の範囲内で保育料金を設定しています。

また、保育料の軽減策として、一定の所得以下の世帯について、保育料を月額1万円軽減する制度を18年度から実施しており、引き続き保護者の負担の軽減を図ってまいります。

なお、平成21年度から新たに第3子目以降の保育料を無料化します。

15. 学童保育については、対象児童を6年生まで拡大し、運営費を増額するとともに、施設を市の責任で確保すること。特に障がい児受け入れの際には、指導員を加配できるような額を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 対象年齢については、児童福祉法等の趣旨をふまえ、小学校1年生から3年生までを対象とし、障害児や特別な事由のある児童については6年生まで対象としております。

施設については、各クラブで確保していただき、障害児については、一人当たりの加算補助により、各クラブの実状に応じて対応していただいております。

16. 大規模学童保育や学童保育空白地域を解消するため、学童保育の新規希望者に対して、資金も含めて援助すること。

<回 答>

(こども青少年局) 大規模等によるクラブの分割にあたり、開設に必要な修繕経費や、備品整備等の経費を新たに補助対象といたします。

17. 幼稚園児への就園奨励補助金額をさらに引き上げること。

<回 答>

国の補助単価は第1子が3千円から7千3百円、第2子以降が4千円から18万8千円の範囲で引き上げられますが、A～D区分に上乘せしていた市単独補助について見直し、この国庫補助単価増額分に相応する市単独補助分について減額します。

これにより大部分が前年度と同じ補助額となりますが、国の補助単価が大幅に引き上げられたD区分の「小学校1年生から3年生の兄弟がいない場合」の第2子以降と、A～D区分の「小学校1年生から3年生の兄弟がいる場合」の第3子以降の補助については2千円から14万円増額します。

18. 保育所・幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所・幼稚園への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、平成 20 年度に廃止することとしており、見直しは困難です。

(環境創造局) 保育所・幼稚園等への下水道使用料減免制度については、17 年 10 月から段階的に減免率を引き下げ、20 年 3 月をもって減免制度を廃止したところであり、制度の復活は困難です。

(水道局) 保育所、幼稚園等の社会福祉施設等への水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げたうえで、20 年度に廃止いたしましたので、見直しは困難です。

19. 被保護児童が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員を増加し、引き続き養護施設等その後の受入れ施設を増設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 児童相談所における相談や一時保護等の状況を踏まえ、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

受け入れ施設の拡充については、3 か所の児童養護施設の改築・新設整備等を進めます。

20. 養護施設に、被保護児童の心のケアに関わる「心理判定員」などの専門家を配置すること。

<回 答>

(こども青少年局) 国制度に基づき、虐待を受けた子ども等に心理療法を行うため心理療法を担当する職員の雇用を希望する施設に対しては、必要な支援を行っております。

21. 「子どもの虐待防止センター」などの専門施設をつくること。また、里親制度の充実強化など、市が責任をもって対策を講じること。

<回 答>

(こども青少年局) 民間の専門機関とは必要に応じて連携を取りながら、児童相談所の専門性の向上に引き続き努めてまいります。

里親制度につきましては、平成 20 年度より広報、養育支援、研修等の充実化をすすめているところです。今後も引き続き拡充に向けた取り組みを検討してまいります。

2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

1. 介護保険事業の拡充を

①施設入所を希望する人に応えられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に推進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホーム、グループホームにつきましては、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、着実に整備を進めてまいります。

②特別養護老人ホームの新規建設は、個室・ユニット型に限定せず、低所得者が入所しやすい従来型も含めて整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、本市の入所定員の 7 割が多床室となっています。また、全室個室・ユニッ

トケアを原則とする国の方針もあり、これらを踏まえて整備を進めていきます。

- ③中学校区ごとの介護予防拠点である地域ケアプラザの設置を促進すること。地域ケアプラザでのデイサービスを新規開設も含めて実施し、介護予防事業の利用率向上に努めること。

<回 答>

(健康福祉局) 民間事業者のデイサービスへの参入が進み、供給過剰であることから、平成18年度に策定した中期計画の中でも、今後は地域ケアプラザにデイサービスを整備しない方針としています。

なお、地域ケアプラザを介護予防事業の利用率向上のために活用することが有効であると考えており、幅広い高齢者を対象に介護予防事業を実施してまいります。

- ④「介護予防プラン」作成や、地域支援事業の運営、相談・調整業務を行う「地域包括支援センター」は、必要な個所数を設置し、専門職の安定的な人材確保のために、必要な財源を確保すること。

<回 答>

(健康福祉局) 地域ケアプラザの設置か所数を増やすことによって、21年度は地域包括支援センター設置数を5か所増やしてまいります。

また、運営法人が安定的に人材を確保できるよう、必要な財源を引き続き確保してまいります。

- ⑤食費や居住費の「補足給付」の周知徹底をすすめるとともに、施設や短期入所だけの適用になっている現状から、通所（デイサービス）の食費の負担軽減の助成を本市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 補足給付の周知については、介護保険のパンフレットを作成し、区役所において相談を受けた時や要介護認定時等に適宜案内を行っております。また、各事業者には、サービスの契約締結時等に説明及び申請の勧奨等の実施をお願いしております。

デイサービスについては、その利用日数が施設入所や短期入所に比べて限定的であることから、市独自の助成を行うことは考えておりません。

- ⑥社会福祉法人の利用者負担1/2軽減を現在の要件で継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人や財団法人等にも拡大すること。

<回 答>

(健康福祉局) この制度は、18年7月以降、要件、軽減割合は国の要綱に基づき実施しています。また、この制度は、社会福祉法人がその社会的役割に鑑み、任意に負担額の軽減を行うもので、税制などの適用が異なる医療法人等に拡大することは考えておりません。

- ⑦介護ベッドや車イス等福祉用具の貸付が受けられない「要支援1・2」「要介護1」に対して、レンタル・購入などの本市独自の助成制度を創設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 「要支援1・2」「要介護1」であっても一定の状態像であれば、保険給付の対象となることから、本市独自の助成策は考えておりません。今後も高齢者ニーズの動向を見据えながら、適正なサービス提供に努めていきます。

- ⑧「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービス（生活支援）等の、在宅サービスの一

律打ち切りはやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援者に対する「予防給付」での訪問介護サービスでは、自力では困難な行為について、同居家族による支えや地域のサービス等代替サービスが利用できない場合、個別のケアマネジメントを経て、必要な方には提供されることになっています。従って、一律に生活援助サービスが行えなくなるものではありません。

⑨「要支援1・2」に対し、「介護予防ケアプラン」作成費用の助成等の支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援1・2に認定された方の介護予防ケアプランは、地域包括支援センターが作成し、一部の業務は居宅介護支援事業所に委託が可能となっております。

また、介護予防ケアプラン作成に係る費用については、介護予防支援費として報酬が定められていることから助成等については難しいと考えています。

⑩「特定高齢者」を対象とした「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料にすること。また、利用者増を図る手立てを抜本的に強めること。

<回 答>

(健康福祉局) 特定高齢者等を対象とした地域支援事業である介護予防事業の利用料については、利用者の参加を促進するため、引き続き現行どおりとしてまいります。

また、幅広い高齢者を対象に介護予防事業の充実や普及啓発を推進し、利用者増を図ってまいります。

⑪介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難の原因となっている介護報酬の引き下げをやめ、介護労働者の賃金が適正な水準を確保できるよう、保険料の水準に留意しつつ、介護報酬の引き上げを行うなど、人材確保のための所要の措置を講じるよう、強く国に要望すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、これまで国に対し、適切な介護報酬の設定について要望していたところですが、国において介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬が3%プラス改定されました。なお、この改定に伴う保険料上昇分について被保険者の負担軽減を図るため、国の臨時特例交付金が交付される予定です。

⑫介護保険の「見直し」で保険料の「自己負担割合の見直し」がいられているが、余剰金・介護保険給付費準備基金の取り崩しや一般財源の投入等により、被保険者の負担増とならないようにするとともに、減免制度を充実させること。また、高齢者の生活や人権侵害につながる「介護とりあげ」を行わないよう国に強く要望すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢者数や介護サービス利用者数の増加等に伴って介護保険の給付費も増え続けていることから、介護保険給付費準備基金の取り崩しを行っても、介護保険料の一定の増加は避けられない状況にあります。また、現行制度では財源の半分を国・県・市が負担することとされており、これ以上の公費負担増は保険制度の趣旨を維持する観点から困難であると考えています。

なお、本市においては低所得で保険料負担が困難な方には独自に保険料を減免する制度を設

けており、平成20年度から所得要件の緩和を実施しているところです。

2. 敬老特別乗車証（敬老パス）制度については、応益負担による負担金の引き上げや利用制限などの導入は行わないこと。

<回 答>

（健康福祉局）高齢化の進展に伴い利用者の大幅な増加が見込まれ、今後、事業費もますます増加していくことが予測されます。今後も制度を維持していく上で、必要に応じ見直しを検討してまいります。

3. 小規模多機能型居宅介護拠点、夜間対応型訪問介護ステーションなど地域密着型サービス事業の推進を抜本的に強め、サービス利用者増を図ること。

<回 答>

（健康福祉局）小規模多機能型居宅介護事業については、市費での開設初年度運営費等の補助を引き続き行うほか、既存施設を活用した新たな手法で着実な整備を進めます。夜間対応型訪問介護については、19年度末に9か所（2区で一か所）開所し、市内全域でのサービス提供が可能となっております。また、地域密着型サービスについては、拠点整備に対して国の交付金を活用した助成を行います。今後とも利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

4. 高齢者世帯等住み替え家賃助成制度の見直しについては、機械的な適応除外はやめること。

<回 答>

（健康福祉局）高齢者世帯等住み替え家賃助成制度については、社会情勢を踏まえ平成18年度に、一定期間（最長3年間）支援する制度に変更しました。20年度末に助成終了となる世帯については、これまで公営住宅・民間賃貸住宅情報を提供し、現在、区局連携のもと個別の状況について確認しており、今後も生活状況を勘案し、きめ細かく対応してまいります。

3) 障がい者施策の拡充を

1. 障がい者差別禁止条約への国の批准の動きに合わせ、障がい者差別禁止条例を制定すること。

<回 答>

（健康福祉局）障害者権利条約の批准については、国において検討中であり、当面その動向を見守っていきます。

2. 障がい者自立支援法に関して

①本市独自に実施している市民税非課税世帯に対する福祉サービスへの利用者負担額の全額助成措置を、継続させること。

<回 答>

（健康福祉局）本市の負担額助成制度は、国が法施行後3年で行うとしている抜本的な見直しまでの経過措置として実施しているものです。

国が、平成21年4月以降における利用者負担の在り方として、現在の利用者負担の在り方を変更しないため、本市の利用者負担額助成制度については、引続き実施する予定です。

②自立支援医療を本市独自で全額助成すること。自立支援医療の更新時の個人通知については、更新申請書の受理期限の少なくとも1か月前に知らせ、1か月程度の遡及を認めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法が施行された後の自立支援医療については、1年ごとの更新による診断書料の負担、医療費の定率負担により、旧法適用時よりも自己負担が増加している状況は認識しております。本市では、自立支援医療費の負担のあり方については、国の責任において検討すべきと考えており、横浜市独自に、また、他都市と連携して、国に対して要望をしているところです。

なお、更新申請のご案内については、受給者証交付時にお知らせしているところではありますが、有効期間終了時の個人通知については、今後検討してまいります。

③自立支援法の見直しにあたり、障がい者、家族、施設事業者への影響・実態調査を実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法の見直しについては、現在国において所要の法改正を含めた対応について検討しており、見直しにあたっては、必要な調査等を行っているものと聞いております。

④自立支援法の定率負担を見直すよう国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用者負担については、負担のあり方について障害者に対する所得保障策の抜本的な見直しと併せて検討するよう、機会を捉えて要望してきました。今後も引き続き要望などの取り組みを続けてまいります。

3. 精神障がい者にも、他障がいと同様に、在宅障がい者手当、入院費助成、医師意見書料の無料化を適用し、重度障がい者医療費助成を県が行うまでは市で独自措置を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、自立支援医療における医師意見書料について、育成医療・更生医療と同様に、精神通院医療においても利用者負担がなくなるよう必要な措置を講ずることを、国にむけて要望しているところです。

また、重度障害者医療費助成制度は、県の100%補助事業として開始されましたが、現状では、県の補助率は1/3になっております。本市としましては、厳しい財政状況の中、県費補助の削減分に市費を投入し、制度の維持に努めているところであり、さらなる独自措置の実施は困難な状況です。

4. 本市事業である地域生活支援事業（ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など）の利用者負担については、引き続き現行の負担料で利用できるようにすること。

<回 答>

(健康福祉局) 日中一時支援の利用者負担については、障害児・者サービスに共通した考え方とし、理解しやすい負担制度としてまいります。

また、ガイドヘルプ・日常生活用具につきましては、引き続き現行のサービス水準を維持するよう努めてまいります。

5. 市単独事業である「地域作業所」や「運営委員会型障がい者グループホーム」については、従来通りの事業を継続し、運営費助成を拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在の財政状況において運営費助成の拡充については困難ですが、地域作業所は障害者の日中活動並びに社会参加の場として、障害者グループホームは生活の場として重要な社会資源であると認識しております。

また、障害者自立支援法に基づく事業への移行にあたっては、運営主体の意向を尊重しながら、移行を希望する運営主体には必要な支援を行ってまいります。

6. 精神障がい者の増加に見合った「生活支援センター」を増設し、センターでの「宿泊」事業を全センターで実施すること。障がい者の「就労支援センター」「グループホーム」等の整備・増設を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害者生活支援センターの整備については、22年度末までに1区1館整備という中期計画の目標達成を目指しており、20年12月までに市内12館が開所しております。現在のところ、18館の整備終了以降、増設の計画はありません。

宿泊支援事業については、現在、旭区地域生活支援拠点ほっとぽっとでのみ事業を実施していますが、今後、各生活支援センターについても、宿泊支援事業を実施できるよう運営主体と調整してまいります。

精神障がい者のグループホームについては、今後も引き続き整備を進めていく予定です。

就労支援センターについては、21年度に国の制度である「障害者就業・生活支援センター」機能を1か所に導入するなど、機能強化を図ってまいります。

7. 重度障がい者医療費援助事業については、県の動向に関わらず継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 県は、要綱改正を行い一部負担金や所得制限等を導入しました。

本市としましては、厳しい財政状況下にはありますが、当面は県の要綱改正にかかわらず、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

8. 重度障がい者タクシー料金助成を拡充すること。また、駐車禁止除外指定証の下肢障がい3、4級までの交付を県に要望するほか、障がい者移動支援事業を継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅重度障がい者タクシー料金助成事業については、今後の障害者移動支援事業全体の中で利用者のニーズに合わせ制度の在り方を検討してまいります。

ガイドボランティア事業については、制度のあり方を見直しつつ、継続していく予定です。

駐車禁止除外指定の下肢障害の範囲の拡大については、引き続き機会を捉えて意見を伝えていきます。

9. ハンディーキャブにもタクシー券を適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市では、平成19年10月から一般のタクシーに加え福祉車両等により介助付きの移動サービスを行う福祉有償移動サービスへの利用範囲を拡充を行いました。今後も障害者の積極的な社会参加を目指し、より利用しやすい制度のあり方について検討してまいります。

10. 福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーを全区とも早急に4人体制に充実させ、相談者

のプライバシーが守れるように相談窓口を個室等にする事。

<回 答>

(健康福祉局) 各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーの配置についてですが、民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら充実に向けて取り組んでおり、こうした状況もふまえ、必要な区福祉保健センターの執行体制については4人体制としています。

11. 障がい者の雇用については、目標値を明確にして横浜市および関係機関が率先して進めるとともに、事業者にも促進させること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市における障害者雇用については、法定雇用率 2.1%を超えた雇用をしております。

事業者に対しては、障害者雇用に優れた企業の事例紹介や、障害者就労支援センターを中心とした地域ネットワークにより、障害者雇用の一層の促進を図ってまいります。

なお、本市においても、19年10月から知的障害者を事務嘱託員として1名雇用し、20年10月には2人目の知的障害者を雇用開始して、その雇用ノウハウを企業や関係機関に情報提供しているところです。

12. 障がい者の地域における生活支援として、ガイドヘルパー派遣事業の拡充、公共施設への手話通訳者の設置、多目的トイレのエリア毎の設置、精神障がい者自立支援アシスタント派遣事業の拡充等促進すること。また、「街づくり条例」における用途に供する部分の床面積基準を引き下げる事。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドヘルプ事業につきましては、現行のサービス水準を維持できるよう、努めてまいります。

公共施設への手話通訳者の設置については、他都市の状況等も踏まえながら必要性について検討してまいります。

多目的トイレのエリア毎の設置などについては、引き続き関係する障害者団体と調整してまいります。

精神障害者自立生活アシスタント派遣事業については、委託先の精神障害者生活支援センターの整備状況と運営状況をふまえながら、拡充してまいります。

また、福祉のまちづくり条例施行規則では、不特定多数の方が利用する公共性の高い官公庁施設や福祉施設、病院等については、用途に供する床面積に関係なく、エレベーターや多目的トイレの設置などを整備することとするなど、適正な整備基準が確保されているものと考えております。

13. 聴覚障がい者用補聴機器センターや、精神障がい者の親のための一時宿泊制度を新設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 補聴機器センターについては、現在のところ設置する予定はありませんので、これまでどおり、補聴器外来のある医療機関にご相談いただきたいと思いますと考えております。

精神障がい者の親等をはじめ、同居家族に対する一時宿泊制度はありませんが、どのような方法が考えられるか今後研究してまいります。

14. 在宅心身重度障がい者手当を、精神障がい者にも拡大し、継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市在宅心身障害者手当支給制度は平成 22 年 4 月 1 日をもって廃止し、「将来にわたるあんしん施策」に施策転換することとなりました。

なお、「将来にわたるあんしん施策」につきましては、障害者等の意見や横浜市障害者施策推進協議会での議論を踏まえ早期に実施してまいります。

15. 介護認定で要支援 1、2 に認定された透析者に、介護保険制度の「通院等乗降介助」を適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 介護保険での介護予防訪問介護では、18 年 3 月 17 日厚生労働省通知「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」において、要支援者は「通院等乗降介助については、算定されない。」とされています。本通知に基づき、全国的に統一した制度運用をしておりますので、適用は困難です。

16. 緊急災害時に備え、障がい毎に避難訓練の実施や備品・設備の整備を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 避難訓練の実施や備品整備など要援護者への災害対策については、関係部署や団体等と連携しながら充実に努めてまいります。

4) 国民健康保険事業の改善を

1. 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを増額して、国保料を引き下げること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保は、保険給付費の 9 %にあたる、国の医療分の調整交付金が交付されていないため、法定外で市費を繰り入れ、保険料負担緩和や、本市独自基準の減免を行っていますが、保険者及び被保険者の負担は重いものがあります。

このため、調整交付金の方法の見直しを直ちに行うよう、国に強く要望しているところです。

2. 国民健康保険料の減免基準は、生活保護基準の150%として対象枠を拡大するなど、現行制度を改めること。減免制度の活用にあたっては、市長裁量の枠を広げ、所得減少など実態に応じで行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保では、国の保険料軽減制度に加え、本市独自に減免を実施しており、「災害その他の事情により生活が著しく困窮」し、「保険料を納付することが困難」な世帯を対象として、個々の状況に応じてきめ細かく対応してまいります。

3. 保険料滞納世帯に対して機械的な資格証明書の発行をやめ、医療を受ける権利をすべての被保険者に保障すること。滞納者の立場に立って相談に乗るとともに、滞納保険料の分納に応じるなど、保険料納付の意志がある滞納者に対しては、資格証明書の交付を行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局)本市では、資格証明書の発行が機械的にならないようにするため、事前に滞納者との接触を図り、滞納実態の把握に努めています。また、個々の滞納者の状況に応じたきめ細かな対応を行っております。

4. 小学生、中学生に対して「資格証」を発行しないこと。

<回 答>

(健康福祉局)本市では、すでに小学校就学前児童は、資格証の交付対象から除外していますが、国の法改正を踏まえ、小中学生についても除外とするよう対応してまいります。

5. 「税制改悪」による市民税増に基づく国民健康保険料の負担増軽減を図るため、各種の減免制度を周知徹底すること。

<回 答>

(健康福祉局)減免制度の周知につきましては、国民健康保険ガイドブックへの掲載、区役所や医療機関でのポスターの掲示を行っており、納付相談の際に説明するなど、周知を図っています。

6. 年度中に 75 歳を迎える高齢者が国保の特定健診を希望した場合に、受診できるようにすること。

<回 答>

(健康福祉局)75歳を迎える方の健診については、後期高齢者医療へ移行する前にも受診できるよう、国へ要望し、21年度から実施できることとなっています。

5) 保健・医療・福祉施策の拡充を

1. 義務づけられた「特定健診」項目に、結核等の発見に有用な胸部レントゲン検査を含め、健診の拡充を図ること。

<回 答>

(健康福祉局)保険者に実施を義務づけられた特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防のために保健指導を必要とする者を抽出するための健診として位置づけられており、胸部レントゲンの実施を想定していません。

2. がん検診の受診率を高めるため、負担額を引き下げ、受診対象者に個別に受診勧奨を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局)本市の財政状況も厳しい中、がん検診事業を存続させるため、一定の受益者負担が必要と考えております。

受診勧奨については、平成20年に40、45、50歳女性への個別通知を送付し、平成21年度も引き続き実施していきます。

3. 新型インフルエンザ対策への啓発事業の推進、医療体制の構築、必要器材の確保をすること。

<回 答>

(健康福祉局)新型インフルエンザの市民への啓発として、これまでにパンフレット、チラシ等を作成し配布しているほか、本市のホームページで正しい知識や備蓄品の案内、予防方法等に

ついてお知らせしているところです。次年度は、安全管理局その他関機関と連携し、これまで以上に、市民や企業等に対する広報・啓発に取り組んでいく予定です。

発生時には、市民からの相談窓口を設け、適切な情報提供や医療機関の案内等を行うとともに、新型インフルエンザを専門に扱う外来を地域中核病院等に設置します。また、入院患者が発生した場合には、市民病院の感染症病棟や市内の結核病床のほか、地域中核病院等に入院ができるよう医療機関と調整を進めているところです。

この他、保健所の患者調査や医療機関で診察を行う際に必要な感染防護服の備蓄をすすめているほか、地域中核病院等に人工呼吸器、衛生研究所にウイルス検査機器の整備を行っています。

4. 医療費の削減にもつなげる肺炎球菌ワクチン・H i b ワクチンの接種の公費助成を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市が市費負担している予防接種は、予防接種法によって定められた予防接種です。

肺炎球菌ワクチン及びHib ワクチン接種は、予防接種法によって定められた予防接種ではありませんので、接種費用に対する市費負担は、現在のところ予定しておりません。

予防接種に関する国の動向を見据えて対応していきます。

5. 市民病院、脳血管医療センター、市大病院は、高度医療・政策医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一般会計からの繰入金削減をしないこと。

<回 答>

(病院経営局) 今後も引き続き、医療の提供が継続的・安定的に行えるよう、必要な医師等の確保に取り組んでまいります。

一般会計繰入金については市税投入に対する説明責任を一層果たせるよう、内容や金額を更に精査してまいります。

(都市経営局) 法人化した横浜市立大学におきましては、医学教育並びに臨床研修等を通じて、質の高い人材の確保・育成等に努め、地域医療の充実に取り組むなど、自主自立的な運営を推進してまいります。

6. 市民病院、脳血管医療センターは直営とし、独立法人化等を行わないこと。

(病院経営局) 全部適用の効果を一層発揮していくと同時に、持続可能な経営形態など、市立病院に関する重要な課題について、病院事業管理者の諮問機関として、新たに「経営委員会」を設置し、検討を行ってまいります。

7. 横浜市救急医療センターに深夜帯診療を復活し、公設で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 効率的な運営の観点から、現状では、救急医療センターの深夜帯診療の復活は考えておりません。

また、今後も、指定管理者による運営を行ってまいります。

なお、深夜帯における内科、小児科の初期救急医療については、市内方面別（市民病院 ほか6か所）にて診療を行っております。

8. 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の減額された運営助成費を人件費補助方式に戻すとともに、早急に老朽設備の改善等を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 運営助成費については、運営上必要とする経費を補助しており、適正な金額と考えます。

また、休日急患診療所補修費補助事業において必要な補修に対応しているところです。

9. 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること(市大病院を含む)。医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 医師確保策については、現在、医学生の定員増など、国において対応を行っておりますので、その推移をみながら、状況を検証してまいります。

看護師確保については、今後も、県や関係団体と連携しながら事業を実施してまいります。

また、医学生への奨学金については、現状では、考えておりません。

10. 全市1保健所体制から、各区に1か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター常勤医師の増員を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 全市1保健所体制については、保健所長に指揮命令を一元化し、区域を越えるような広域・大規模な健康危機発生時にも、迅速・的確な判断に基づく統一的な対応ができるようにしたものです。現在のところ各区に1か所の保健所体制に戻す予定はありません。

行政医師については、各区福祉保健センターの業務に対応するため、今後も引き続き採用を行ってまいります。

11. 後期高齢者医療制度の廃止を市として国に求めること。廃止されるまでは、

①被保険者へは丁寧な説明・周知に努めること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市としましては、制度を適切かつ的確に運営していくことが責務であると考えておりますので、引き続き円滑な制度運営に向けて、被保険者への丁寧な説明・周知に努めてまいります。

②保険料減免制度の拡充を広域連合に働きかけること。窓口業務となる「資格証」の発行は市の判断としてやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料減免制度については、広域連合条例の規定に基づき、適切かつ的確に対応してまいります。

資格証の取り扱いについては、対象となる高齢者の状況を踏まえながら、広域連合と連携して対応について協議してまいります。

③県や市の補助金の投入で保険料の軽減を図るよう関係機関に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 後期高齢者医療制度は、都道府県単位で財政運営を行うこととされており、市町村が独自に助成を行うことは制度の趣旨にそぐわないと考えておりますが、県に対しては、必

要に応じて広域連合を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

12. 社会福祉施設や医療機関への上下水道料金の減免制度を復活させること。

<回 答>

(健康福祉局) 社会福祉施設や医療機関の上下水道使用料については、措置費、支援費、介護報酬、診療報酬などに水道料金が含まれていると考えられることや、他都市の減免状況を踏まえ見直しを行ったものです。なお、実施にあたっては、その影響を考慮し、段階的に行いました。復活の予定はありません。

(環境創造局) 社会福祉施設や医療機関への公費助成、診療報酬、介護報酬には下水道使用料が含まれていると考えられることから、社会福祉施設については17年10月から、医療機関については19年4月から段階的に減免率を引き下げ、20年3月をもって減免制度を廃止したところであり、制度の復活は困難です。

(水道局) より効果的、効率的な行政運営を実現するため、全市的に減免制度の見直しを行い、社会福祉施設においては介護報酬や支援費に、医療機関については、水道料金など病院運営に必要な経費は、診療報酬に含まれていると考えられることから、上下水道料金に対する減免を廃止することとしましたので、見直しは困難です。

13. 最低生活を保障するために

①生活保護申請の窓口申請書を常置し、申請権を尊重すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員が生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請の意思を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するよう指導しております。

②生活保護基準費の増額や廃止された老齢加算の復活、母子加算の見直しをやめるよう国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準は、国が定めるものですが、70歳以上の高齢者は、現行の老齢加算に相当するだけの特別な事情があるとは認められないこと。

母子世帯は、母子加算を除いた生活扶助基準額が、一般の勤労母子世帯の生活に相当する消費支出額と、概ね均衡していることから、国は、老齢加算と母子加算について、段階的に廃止することにしたものです。

本市として、公平性の観点からも、この結論については、妥当なものと考えております。

③生活保護世帯への慰問金や特別乗車証、上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(健康福祉局) 慰問金については、生活保護基準が妥当な水準に達したため、また、その他の法外援護については、重複支給や上乗せ給付になっていたことから廃止したものであり、復活の予定はありません。

(環境創造局) 「生活保護受給者減免制度等に関するあり方検討会」の報告を踏まえ、生活保護費の中に下水道使用料が含まれていると考えられることから、17年9月をもって減免制度を廃止

したところであり、制度の復活は困難です。

(水道局)生活保護世帯については、「生活保護受給者減免制度に関するあり方検討会」での報告、及び受給者負担の見直しの観点から、生活扶助費に水道料金が含まれており、事実上、重複給付となっているため見直しました。そのため、制度を復活することは困難です。

④自立のための就労支援は、個々に応じた丁寧な支援を行うとともに、「資格」の取得等への経済的支援も行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 就労支援については、本人の状況に応じ、必要により、資格取得のための技能修得費の認定を行っています。

14. ホームレスの自立支援制度の強化・拡充を行うとともに、ネットカフェ難民等の住居を保障する支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援施策として、平成19年9月に巡回相談事業を拡充しました。

ホームレス自立支援施設では、全日本不動産協会横浜支部から相談員を派遣してもらい、保証人の不要な物件の紹介など、住宅の確保の支援を行っています。

(まちづくり調整局) ホームレス自立支援施設を退所するにあたり、民間住宅の賃貸借契約の連帯保証人を確保できない方に対し、協力不動産店による物件の斡旋や民間保証会社による家賃債務保証等を行う「民間住宅あんしん入居事業」を実施しております。

6) 市民税等の減免制度の拡充を

1. 川崎市のように最低生活費の1.3倍を基準とした市民税減免制度を横浜でも創設すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 地方税法では、「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける」場合に市民税を減免することができることとされており、扶助を受けることができないような収入や預金あるいは不動産がある場合などは、減免の対象外とされております。

「最低生活費」も生活困窮を判断する1つの基準ではありますが、「最低生活費」のように、一定の金額をもって一律に減免を行うことは、適切ではないと考えております。

2. 減免理由に所得減額の規程があることを周知文書に明記し、所得減額の規程も含め市民税減免制度の周知徹底をさらに図ること。

<回 答>

(行政運営調整局) 減免制度については、これまでも「税の知識」、「暮らしのガイド」への掲載、区役所窓口でのご案内などを通じて周知に努めてまいりました。

また、減免制度の詳細を掲載した案内チラシを区役所窓口へ設置するとともに市税ホームページにも掲載しております。

さらに、6月に発送する納税通知書の説明欄にも「失職等により所得が少ない場合」等の例示を掲載しております。今後も、引き続き一層の周知拡大に努めてまいります。

3. 職員の滞納解消年間目標による成果主義はやめ、市民税滞納世帯の個々の事情に対応した丁寧な収納相談を行うこと。

<回 答>

(行政運営調整局) 市税の徴収については、業務の進ちょくを図る意味から、一定の数値指標は定めておりますが、今後も、地方税法及び関連法令の規定にしたがい、適正に進めてまいります。なお、納税者からの納税のご相談につきましては、これまでと同様、誠実に対応してまいります。

4. 要介護認定を受けている高齢者に対して、障がい者控除が受けられることを個別に連絡し、住民税の一層の減免に繋げること。

<回 答>

(行政運営調整局) 要介護認定を行う際に、窓口において市民税の控除が受けられることを個別にご案内しております。

(2) 教育・文化・スポーツの充実を

1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を

1. 子どもの権利施策を推進する上で、「横浜市人権施策基本指針」に基づいて、憲法や「子どもの権利条約」の理念を生かすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 平成17年4月に制定した本市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜子どもプラン」の中では、子どもの生きる権利、育つ権利を保障する意味で、子どもの視点にたって子どもの成長段階に応じた支援策を展開することを理念として掲げ、事業を推進しております。

(教育委員会事務局) 学校教育では、教育長通知「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)について」に基づき、目の前の一人ひとりの子どもをしっかりと見つめ、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校や「まち」を目指して、取組を進めております。

「子どもの権利条約」については、小学校1年生全員と保護者を対象に解説パンフレットを配布し、その理念の普及・啓発を図ってまいります。

2. 憲法の周知について、現在行っているリーフレットの配布に加え、学校で子どもが学ぶ場や、保護者を含め市民が学ぶ機会をつくること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 憲法の周知については、学習指導要領に基づき、小中学校の社会科を中心に指導しております。また、新学習指導要領においては、国民の祝日の意義を考えさせることが明記されており、憲法記念日等の機会を生かして指導の充実を図ってまいります。

3. インターネットや携帯電話上のいじめも含め、「いじめ」「暴力」を行う児童生徒、その影響を受ける児童生徒の人間関係の調整やケアなどについて、不足している生徒指導担当を市独自で配置するなど、専門家も含めた権利侵害に対する救済体制をとること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校での相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し児童生徒の心のケアを行ってまいります。

また、児童生徒個々に応じた指導やケアを行うため、担任一人で問題を抱え込むことのないよう組織体制の強化を図ってまいります。

4. 小中高生の「不登校」については、フリースペースなど民間施設・NPO法人への家賃補助などの支援とともに、不登校の「親の会」や保護者へ公的支援を強めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 小中学生の不登校については、多様な相談ニーズに応じた、安心して相談できる体制づくりに努めます。そのために、民間教育施設との連携や市教委主催の「親の集い」の開催などによる保護者支援を引き続き推進してまいります。

(こども青少年局) 青少年相談センターでは、地域で青少年の支援を行っている NPO 法人等の相談員を対象に研修の機会を提供してまいります。

5. 青少年の「引きこもり」解消のために、保土ヶ谷区で開設された「地域ユースプラザ」のよ
うな施設を各方面に設けること。

<回 答>

(こども青少年局) よこはま西部ユースプラザ(保土ヶ谷区)、よこはま南部ユースプラザ(磯子区)に続いて、平成 21 年度は市内 3 か所目の「地域ユースプラザ」の設置に取り組んでまいります。

6. 学校間の競争をあおり、必要性もない「全国いっせい学力テスト」には参加しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 全国学力・学習状況調査目的を勘案し、21 年度全国学力・学習状況調査への参加を既に決定しております。

7. 校長の「恣意的判断」による決定や教員のリストラにつながる国で制度化された「指導改善研修」は、中止すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 指導力改善研修については、法の趣旨を踏まえて制度を適正に実施してまいります。

8. 教職員の指揮命令を強め、教育本来の現場の職員らの自主性が損なわれるおそれがある主幹制度は、廃止すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 主幹教諭については、校長及び副校長の補佐や学校組織の各部門の統括として、学校運営上、必要不可欠な職であると考えております。

9. 学校の暑さ対策として普通教室に扇風機が設置されたが、教室の環境調査を実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教室の環境調査については、「学校環境衛生の基準」に基づき、点検等を行っております。

10. 学校特別営繕費を増額し、教室等環境整備を進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設の営繕に必要な経費を確保してまいります。

11. 老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。特に、戸塚高校では、車椅子利用の生徒のためにグラウンドへのアクセスの改善を急ぐこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 老朽校舎については、現在ある施設をより長期で使用するための長寿命化を検討しております。また、学校施設のバリアフリー化については機会を捉えて促進を図ってまいります。

戸塚高校については今後の検討課題といたします。

12. 学年費など保護者負担の軽減を図ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学年費等の徴収については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

13. 学校間格差がますます広がる「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入せず、教育委員会が責任を持って教育予算を配当すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) [行政運営調整局] 教育予算については、必要な予算の確保に努めてまいります。学校予算の確保には工夫も必要と考えております。

14. P F I 方式で建設された学校では、維持管理業務が受託職員で行われ、一体的な学校運営が困難になるため、これ以上学校建設に P F I 方式を導入しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) P F I 事業により建設した十日市場小の状況を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

15. 就学援助の適用対象を「生活保護基準額」とせず、広げること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 就学援助の適用対象は、所得基準のほか家庭状況により一定額を控除し認定対象としております。

16. 学校保健法に定める疾病の中にアトピー、アレルギー病を含めるなど、実態に合ったものに改善するよう、国に要望すること

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校保健法に定める疾病については、要望の主旨を伝えてまいります。

17. 教育の自主性を損ねる「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係わる協定書」は、白紙に戻すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 児童生徒の健全育成の取り組みとして本協定を締結したものであり、協定書の白紙撤回を行う考えはありません。

18. 2009 年度から小学校の全学年が対象となる英語授業については、英語科免許を持つ専科教員の配置を行わないかぎり実施しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜教育ビジョン推進プログラム」及び「横浜市小学校英語教育推進プログラム」に基づき、21 年度から全小学校で外国語活動に取り組んでまいります。

2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を

1. 義務教育国庫負担制度を維持するよう県に働きかけ、他の自治体と共同して国に強く求めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える極めて重要な事項であることを十分踏まえ、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について適切な財政措置を講ずるよう、国に要望してまいります。

2. 小学校・中学校・高校で、教育効果が実証されている30人以下学級の実現を、県・国に働きかけること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、現在、神奈川県教育委員会は、40人を基準としております。

また、市立高等学校の学級編成基準についても、法律の規定により40人を基準としております。

3. 低学年サポート事業を引き続き拡充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) スクールサポートの拡充については、低学年サポート非常勤講師を平成20年度より100人配置し、アシスタントティーチャーについては引き続き150人派遣を計画しております。

4. 深刻な教師不足を解消するために、正規教員を採用・配置し、4月における教員の欠員を解消すること。正規教員欠員に、臨時任用教員や非常勤講師を当てることは極力避け、産休育休病休の代替教員の確保は市教委が責任を持って行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 正規教員の確保については、次年度及び中期的な退職者の動向等を踏まえ、決定しており、過員を出さず、安定した教職員採用を行うためには、長期的な見通しの中で、ある程度、臨時的任用職員による対応が必要と考えておりますが、臨任数の削減については、努力してまいります。

5. コスト削減ありきの小規模校の再編統廃合はやめるとともに、港北区師岡小学校をはじめ北部方面に集中している大規模校を解消すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 通学区域の弾力化や学校統合等により学校規模の適正化を図り、教育環境の向上に努めてまいります。

3) 安全で豊かな学校給食の充実を

1. 学校給食費の値上げは凍結し、見直すこと。給食費未納者に対する法的措置は、教育にはなじまないもので、行わないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 食材の高騰により平成20年度の給食費の赤字が見込まれることから、21

年1月から給食費を300円引き上げ、4,000円としております。

給食費未納者に対する法的措置については、負担の公平性から未納者に対して督促を進め、正当な理由がないにもかかわらず支払わない未納者に対しては法的措置を実施してまいります。

2. 小学校給食調理については、民間委託をやめ、直営で実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、今後も民間委託化を拡大してまいります。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全とゆとり時間の確保などの効果が確認されております。

3. 食の安全性を最優先に食材調達を行うとともに、地産地消を推進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 食の安全性については、給食で使用する物資を選定する際に、業者から製品の規格書を提出してもらい、製造工場や主な原材料を確認しております。その後、納品までに、自主検査成績書、生産履歴報告書などの提出を求めています。さらに、学校給食会による納入時の抜き取り検査を実施して、食材の安全性確保に努めております。

地産地消につきましても、引き続き市内産野菜優先納入等を実施してまいります。

4. “食は教育”の立場で、中学校の完全給食実施にむけて、検討委員会を設置して検討を進めること。当面、ミルク給食を早急に実施するとともに、業者弁当は、名古屋市で行われているような“給食”と位置づけたデリバリー方式を採用すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校の昼食については、弁当を持参することを基本としております。特に中学校期は体格・食事量など個人差が大きくなるため、画一的な献立より、個々に応じた昼食の方が望ましいと考えております。

4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を

1. 特別支援教育コーディネーターとして正規教員の加配を行うよう県に働きかけること。当面は、実態に見合うよう市費で必要な人員配置を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 定数を超えて配置することは困難ですが、平成20年度から県費の負担で、特別支援学校の機能支援のための非常勤講師を配置しております。今後、安定的配置や拡大について、県に働きかけてまいります。

2. 特別支援学校全館および個別支援学級の教室に空調システムを整備し、冷暖房を完備すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 特別支援学校全館及び個別支援学級の冷暖房等の必要性については、今後、研究してまいります。

3. 特別支援学校(知的・肢体)の過大規模化解消のため、県の「養護学校再編整備のあり方に

付いて（最終報告）」に基づいた市内整備を早急に推進するよう県に強く求めるとともに、市立の特別支援学校の新設、移転再整備を進め、大幅な定員拡大を図ること。

<回 答>

（教育委員会事務局）特別支援学校の過大規模化対応については、設置義務のある県に働きかけるとともに、市立特別支援学校のあり方についても今後検討してまいります。

4. 盲・ろう特別支援学校の早期教育相談指導（0歳～2歳児）を制度化するよう国に働きかけること。また、専門教諭の定数を決めるに当たっては、実態に即して複数配置すること。現在配置されている市費による非常勤講師の配当時間を増やすこと。

<回 答>

（教育委員会事務局）早期教育相談の制度化は困難ですが、人員配置については県に伝えてまいります。20年度は、盲・ろう特別支援学校に、それぞれ週30時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

5. ろう特別支援学校の通学に不可欠な市バス201系統を廃止せず、登下校時間帯に増便すること。

<回 答>

（交通局）市営バス暫定運行路線201系統につきましては、平成21年4月からの運行は、減便を行い一般の営業路線とし、運行することとしました。なお、その中で、8時台に1便運行することとして、調整を進めております。

6. 通級指導教室の過大規模化を解消すること。

<回 答>

（教育委員会事務局）横浜教育ビジョン推進プログラムの最重点事業として、過大規模化の是正と、方面別適正配置を推進してまいります。

7. 個別支援教室に正規教員を加配するように県に働きかけること。当面は、実態に見合うよう市費で必要な人員配置を行うこと。

<回 答>

（教育委員会事務局）教員の配置については、県の定めた定数の範囲内で行っており、市費で配置することは困難です。

8. 市立高校において、特別支援教育を実施すること。また、市立高校も養護教育総合センターの相談対象にすること。

<回 答>

（教育委員会事務局）高等学校における特別支援教育の推進については、今後調整してまいります。養護教育総合センターの相談対象については、今後検討してまいります。

9. 聴覚障がいのある中学生のノートテイク（要約筆記）の回数を大幅に増やすこと。

<回 答>

（教育委員会事務局）ノートテイクボランティア派遣事業については、厳しい財政状況の中、利用可能回数の大幅な増加は困難ですが、引き続き利用状況等を見ながら検討してまいります。

5) 高等教育の充実を

1. 県内全日制高校の定員枠が減り、全日制公立高校への進学率が下がっている現状を解消するため、「公立高等学校設置者会議」の構成員である横浜市として、県内全日制高校の定員枠の拡大を働きかけるとともに、全日制横浜市立高校の定員枠を拡大すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 県内の全日制公立高校の募集定員を決定している「公立高等学校設置者会議」(神奈川県知事が主宰)の場で、神奈川県教育委員会や私立高等学校と協調しながら、公立高校の定員枠がより多く確保されるよう、働きかけてまいります。

2. みなと総合高校、横浜総合高校について、教室・施設・設備が不足しているため、早急に整備すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現状では教室等が不足しているとは考えておりませんが、必要な整備の計画について学校と調整を図ってまいります。

3. 鶴見工業高校の跡地利用については、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要望にそったものにする。

<回 答>

(都市整備局)〔鶴見区、健康福祉局、教育委員会事務局〕鶴見工業高校の跡地利用につきましては、周辺の密集市街地の環境整備や商店街の活性化等を考慮して、地域住民のご意見も踏まえ、関係局区が連携しながら検討してまいります。

6) 市立大学の教育環境の充実を

1. 保護者及び学生の生活状況の悪化を考慮して、学費の値上げを極力抑え、市立大学独自の奨学金制度を充実させること。

<回 答>

(都市経営局) 学費につきましては、厳しさの増す大学間競争の中において、そのあり方について総合的に検討してまいります。

また、横浜市立大学では、独自の奨学金貸付制度の充実に加え、19年度に災害の発生等に対応した災害見舞金制度や成績優秀者へ学業奨励金を給付する制度の創設を行いました。今後も学生が安心して学生生活を送ることができるよう、引き続き努力してまいります。

2. 金沢八景キャンパス整備マスタープランによる施設の耐震補強・老朽化対策等について、早急に再整備事業を行うこと。

<回 答>

(都市経営局) 金沢八景キャンパスの施設の老朽化対策につきましては、耐震診断等の結果を踏まえ、市が法人と協議して金沢八景キャンパス全体の整備構想を策定するとともに、本校舎東棟・北棟耐震補強工事実施設計に着手します。

3. 全員任期制は直ちに直視すること。

<回 答>

(都市経営局) 横浜市立大学では、労働条件について、労働基準法の定める手続きに従い、労使

の対話を行いながら対応しております。

4. 3年次への進級要件として、TOEFL（英語能力テスト）500点以上の取得を条件とする進級制度を見直すこと。見直しを実施されるまでは、TOEFLにより進級できなかった学生に対して、奨学金の打ち切りを行わないこと。

<回 答>

（都市経営局）進級要件は、市立大学が掲げる教育目標を達成するうえで設定したものです。市立大学の学生の質を保証していくために非常に重要な取組と考えており、プラクティカル・イングリッシュセンターを設置するなど、サポート体制の充実を図っております。

また、横浜市立大学奨学金制度については、今後も学生が安心して学生生活を送ることができるよう、引き続き努力してまいります。

5. 高度医療や政策医療を担う付属大学2病院への運営交付金を増額し、公立大学病院としての医療・研究機能を充実させること。

<回 答>

（都市経営局）公立大学法人横浜市立大学附属2病院への運営交付金は、中期目標で定めた基準に基づいて交付しております。

また、市大附属2病院は横浜市の医療政策上重要な施設であり、法人の設立団体である市としても、必要な支援をしてまいります。

6. 一連の学位取得における金品授受事件の再発防止に努め、公正で民主的な教育・研究環境を再構築すること。

<回 答>

（都市経営局）横浜市立大学では、学位審査等に係る問題について、再発防止策に全力で取り組み、信頼回復を図ってまいります。

7. 公立大学病院として、医局の公正・民主的な運営に努め、医師派遣等による地域医療の充実に貢献すること。

<回 答>

（都市経営局）横浜市立大学では、医局運営の適正化を図るとともに、医師派遣や市民医療講座等による地域医療への貢献について、引き続き努力してまいります。

7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を

1. 横浜市青少年プランは、青少年も参加する委員会を設けて年次計画を立て、遅れている青少年施策の推進を図ること。

<回 答>

（子ども青少年局）横浜市青少年プランについては、平成20年4月に横浜市次世代育成支援行動計画と統合し、「かがやけ横浜子ども青少年プラン」として、目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、青少年に関わる様々な事業を展開する中で、青少年自身の意見も取り入れているところではあります。

2. はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブなど全児童を対象にした事業にあわせ、地

域で子どもが安心して過ごせる多様な居場所が求められているため、子ども達が安心してすごせる場所としての児童館設立を検討すること。また、スポーツができる広場を設置すること。

<回 答>

(こども青少年局)〔市民活力推進局〕児童館はありませんが、小学生については、安全で快適な放課後の居場所を確保するため、「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童健全育成事業」を推進してまいります。

また、公園の一部を活用し、子どもの創造力を生かした自由な遊びができるプレイパークを支援していきます。

3. 「青少年の居場所支援事業」は、目標通り拡充すること。運営に当たっては、青少年の参加する運営委員会を作り、希望や意見を取り入れたものにする。

<回 答>

(こども青少年局) 地域で青少年の自立や成長を支援するため、中高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、様々な体験等を行う「青少年の地域活動拠点」を設置してまいります。

運営にあたっては、青少年自らの意見や提案を尊重しながら、地域の支援や協力のもと様々な事業を行ってまいります。

4. プレイパークのように、自主的な市民活動への支援を充実させること。

<回 答>

(こども青少年局)〔環境創造局、市民活力推進局〕プレイパークについては、地域の理解と協力を得ながら活動団体を支援し、関係局区が連携を図って活動を推進してまいります。

8) 図書館の充実を

1. 他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館を、各区2館を目標に計画的に増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、図書館を新設する計画はありません。

2. 図書館に指定管理者制度を導入しないこと。また、付加的サービスについての有料化は行わないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜市立図書館の運営については、「横浜市立図書館のあり方懇談会」による提言を踏まえ、サービスの充実及び効率的な管理運営の実現に向けて検討を進めてまいりました。この提言および検討を踏まえて、民力の導入などによる管理運営手法の見直しにより、効率的な図書館運営を行うとともにサービスの向上を目指し、地域図書館1館(青葉区:山内図書館)に指定管理者制度を導入することといたしました。

この市立図書館への指定管理者制度の導入に必要な「横浜市立図書館条例の一部を改正する条例」については、横浜市会における審議の結果、平成21年第1回市会定例会において附帯意見が付され可決成立いたしました。今後は、平成22年4月からの導入に向けて、手続き等を進めてまいります。

3. 激減している図書館資料費を増額すること。市民にとって学習・情報収集及び提供の場とし

て重要な図書館の費用を、財政難を理由に削減しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況の中で図書館資料購入費の増額は困難です。必要な経費については計上するよう努めてまいります。

4. 近隣市図書館との広域利用は、蔵書不足を互いに補えるとともに、市境に居住する市民の図書館利用を容易にするため、町田、川崎、藤沢、鎌倉、横須賀各市など近隣市との図書館の広域利用ができるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 他都市の方が横浜市立図書館の利用が可能になりますと、蔵書数が近隣他都市と比べて多い等の条件などから、横浜市立図書館に利用が集中する可能性があります。横浜市立図書館では、現在年間約 1,070 万件の貸出冊数、約 222 万件の予約受付件数があり、利用登録を市内に在住・在勤・在学の方に限定していても、資料提供が十分とは言えない状況にあります。以上のような現状を鑑み、広域利用及び他都市との相互利用については、実施の予定はありません。

5. 移動図書館の循環回数を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、市内 19 ヶ所のサービスポイントと 3 か所の施設を、移動図書館車 1 台で原則 2 週間の間隔で巡回しておりますので、これ以上の巡回数の増加は困難な状況です。

6. 市立小中高等学校の図書室に市費で学校司書を配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 本市独自での司書の配置は困難です。

9) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

1. 1 区 1 館の区民文化センターを早期に整備すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 文化施設の整備につきましては、施設の配置バランス、街づくりの状況、地域の文化振興のあり方等を総合的に考慮しながら検討してまいります。

2. 硬式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面別にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

<回 答>

(環境創造局) 都市公園における各種スポーツ施設につきましては、立地状況や安全確保等の必要な条件が整う場所につきましては、各区のスポーツ需要を考慮しながら各方面へ整備できるように検討してまいります。

また、公園内の各種運動施設の利用料金についても、適正な料金を検討してまいります。

3. 市内に未整備の武道館を直ちに建設すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 平成 19 年 7 月に発足した第 21 期スポーツ振興審議会に「スポーツ施設のあり方」について諮問したところであり、その審議状況や関係諸団体との協議も踏まえながら、

大規模スポーツ施設に関する調査を行ってまいります。

4. 学校開放にあたっては、夜間電気代等の運営経費が市民負担になっているが、地域住民の文化・スポーツ活動の振興のため、無料にもどすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 20 年度から、体育館、格技場を夜間に利用する場合に電気料を実費負担いただいております。無料にすることは困難です。

5. 地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センターの利用時間については、地域の実情に応じ、柔軟に対応しております。また、利用料金制については、受益者負担の適正化の観点から導入したものであり、見直しは考えておりません。なお、利用料金収入の 1/3 相当額については、引き続き利用者に還元してまいります。

(3) 横浜市の地域特性を生かした実効性のある地域産業政策を

- 1) 市内中小商工業者の育成と市内の経済循環を高める政策を

1. 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例」を、行政・中小商工業者・市民・研究者を入れた協議会を設置し制定すること。

<回 答>

(経済観光局) 中小企業の振興に関しては、中期計画で重要施策と位置づけ、中長期的な視点から積極的に推進しているところです。

しかしながら、現在の市内経済を取り巻く環境は、アメリカに端を発する世界的な金融不安の発生、株価の大幅下落などにより、大変厳しい状況となっており、本市としては、より実効性の高い施策を迅速に実施していくことが最優先であると認識しています。

今後とも中小企業活性化のために有効な手法を講じる視点から、幅広く施策を検討してまいります。

2. 中小商工業者振興のための予算の増額、および中小商工業者を支援する部署の増員を図り、経済観光局主導の地域産業政策の立案と実施を行うこと。

<回 答>

(経済観光局) 厳しい経済状況のなか、市内企業の資金繰り支援等の経営安定化対策の強化を図っていくとともに、知的財産の活用等による新たな事業展開の促進や、温暖化対策に資する新技術・新製品開発及び省エネ・省資源化の取組の促進など、将来を見据えて積極的な取組を行う企業に対する支援の充実を図ってまいります。

3. 市内全中小商工業事業所を対象にした、経済観光局職員による対面・ヒヤリングによる悉皆調査を実施すること。

<回 答>

(経済観光局) 常日頃から、横浜経済の活性化に向けた様々な施策を展開するにあたって、担当職員が中小企業、商店街等の現場に出向き、様々な情報やニーズの把握を行っているところで

す。

また、本市が四半期に一度実施している市内企業約 1,000 社（うち中小企業約 600 社）に対するアンケート調査に併せて、一部企業に対するヒアリング調査を実施し、市内の景気動向を定期的に把握しております。

さらに昨年 10 月末に世界的な金融不安の高まりを受けて実施した緊急景況調査の中でも、アンケート調査とともに一部企業に対するヒアリング調査を実施しました。

今後も引き続き、的確かつ柔軟な調査の実施に努めてまいります。

4. 地域の特性にあった経済振興を図るため、各行政区に経済振興課を設置して、区内の中小商工業者の経営相談・情報提供や各区の地域経済振興策を策定すること。

<回 答>

（経済観光局）中小商工業者に対する経営相談については、経済観光局金融課において、専門的な知識を持つ職員（中小企業診断士）が経営相談を行っています。相談内容は個別具体的であり、専門的な部門で集約して受け付けることが、より円滑な相談対応や情報の収集・提供に結びつくものと考えております。

5. 企業立地促進条例認定企業について、社屋・研究所・工場等の建設に関わる市内建設業者の参入状況を調査し、公表すること。条例認定企業の従業員については市内雇用の比率を高め、雇用形態については正規雇用を原則とするよう指導するとともに、既に開業した企業についてはその実態を調査し、公表すること。また、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。

<回 答>

（経済観光局）企業立地促進条例認定事業者に対しましては、認定した事業計画について、市内企業の積極的活用及び市民雇用の増大を市長名で依頼するなどの働きかけを行っております。また、毎年 1 月に実施状況報告書の提出を求めており、建設に伴う市内企業への発注状況等について調査しております。市民雇用者数については、事業開始した認定事業者に対し調査を実施したところであり、今後公表してまいります。

6. 市内中小企業の市場開拓・経営能力を上げるため、産・学・官・NPO等の連携をすすめるセンターを設置すること。また、方面別に中小企業支援センターのブランチを置くこと。

<回 答>

（経済観光局）（財）横浜企業経営支援財団等での産学連携に関する相談業務を始め、大学の優れた研究成果と市内中小企業の技術の出会いの場の拡充や、事業化に向けた支援等を行ってまいります。

また、横浜市中小企業支援センターである（財）横浜企業経営支援財団と市内 8 か所の支部を有する横浜商工会議所との連携を強化し、地域に密着した経営支援を行ってまいります。

7. 市内外の中小企業の異業種交流を進め、重層的で多様なマッチングの機会を確保すること。

<回 答>

（経済観光局）商談会や見本市を開催し、市内中小製造業における取引の拡大や販路開拓に繋げてまいります。

2) 制度融資の一層の改善を

1. 中小商工業者への本市制度融資事業のパンフレットを金融機関窓口に着置するなど、周知徹底を図ること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では毎年、年度当初に取扱金融機関の市内全支店に向けてパンフレットを配布しております。

また、取扱金融機関を対象に説明会を開催し、制度融資の積極的な活用を要請しております。加えて、引き続き取扱金融機関へ出張し、個別説明会も開催しております。

この他区役所、経済団体等にもパンフレット等を配布し、周知を図っております。

2. 横浜市信用保証協会の役割を強化し、融資斡旋業務を行うよう制度の改善と体制の補強を行うと同時に、市制度融資取り扱い金融機関とその支店に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係を設置するよう指導し、協力を求めること。

<回 答>

(経済観光局) 横浜市信用保証協会においては、市内4か所の保証窓口に中小企業診断士を相談員とした経営相談窓口を設置し、融資相談等を行い市内中小企業者の金融円滑化に努めております。

制度融資取扱金融機関に対しても金融機関説明会等で、制度融資の積極的な活用について要請しています。

3. 「緊急事業支援融資(駆け込み資金)」など直貸しによる小額融資制度を創設し、迅速、簡便な審査で、金融事故や高利貸し被害を未然に防止すること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では売上高の減少や取引先の倒産等により経営に支障をきたしている企業については、「経営安定資金」などにより支援しています。

直貸しについては、審査・管理等の観点から実施は困難です。

4. 市民税以外の滞納を理由とした申し込み制限や、金融機関窓口での規制を止めさせるなど無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。

<回 答>

(経済観光局) 市民税以外の国税等の滞納については、税務署等の分納の承認があり、早期納付が見込まれる場合には、申込を受け付けることも可能です。

本市制度融資に必要な申込書類については、できる限り簡素化を進めています。

また、金融機関説明会の開催など様々な機会を通じて、取扱金融機関に対し、制度融資の活用を要請しています。

5. 市が行うすべての融資制度の返済期間を最低10年に延長すること。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資の融資期間につきましては、19年度より経営安定資金は「運転資金5年以内・設備資金7年以内」から「運転資金7年以内・設備資金10年以内」に延長するなど拡充を図っております。

また、昨年10月31日には「セーフティネット特別資金」の運転資金についても「10年以内」

に延長しました。

さらに、昨年 12 月に創設した「緊急借換支援資金」でも、運転資金について「10 年以内」としております。

3) 商店街の活性化・振興策を

1. 少子高齢化時代に適応した商店街のコンセプトの作成と商店街整備を行うため、各区に地域住民・自営業者・区役所の担当で構成する「街づくり協議会」を設置すること。

<回 答>

(経済観光局) 商店街と多様な活動団体を横断的に連携する「元気づくりの支援拠点」を開設し、区と連携しながら商店街を含めた地域経済の活性化を目指してまいります。

2. 商店街の空き店舗の積極的活用を誘導すること。

<回 答>

(経済観光局) 商店街での創業を支援し、活性化につなげていくため、優れたビジネスプランに対する支援を引き続き行ってまいります。また、商店街の魅力を高め、空き店舗の解消につながるよう、商店街診断などを組み合わせた支援に引き続き取り組んでまいります。

3. 個性のある小売店を増やすこと。そのためのあらゆる情報を発信するサイトを、専門の市職員を配置して作ること。

<回 答>

(経済観光局) 商店街の活性化にあたり、各店舗の魅力を高めることも必要です。商店街内の各店舗に専門家を派遣する経営診断を通じ、店舗の魅力づくりを支援してまいります。

なお、商店街の活性化に関する情報は経済観光局及び横浜市商店街総連合会ホームページを通じて発信しております。

4. 生き残りをかけ頑張っている生鮮 3 品の小売店に対する支援を、個別具体的に実施すること。

<回 答>

(経済観光局) 個別店舗に対しましては、専門家を派遣して行う経営診断を通じて支援してまいります。

また、「よこはま市場の日」事業を実施し、地域の小売店等と協働で市場の PR による生鮮 3 品の販売促進を行い、地域の小売店、商店街の活性化を支援してまいります。

5. 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。

<回 答>

(経済観光局) 市場の取引は、卸売市場法や本市業務条例等の取引規定に従って、開設者である横浜市の指導監督の下で行われています。市場における公正・公平で透明性のある取引を保つため、市場関係者、開設者で構成する委員会等を開催し、セリ取引などについての取り決めを行うとともに、主要品目の販売予定数量や卸売価格などを公表しています。

4) 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を

1. 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」と附帯決議に基づき、地方自治体としての責務として元請・下請け関係の透明性を図ること。

<回 答>

(行政運営調整局) 元請・下請関係につきましては、契約者すべてに「本市発注工事の適正な施工について」という書面を配布し、適正な下請契約の締結や代金支払い等の適正化について要請しているところです。

2. 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている、入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図る小規模工事随意契約登録制度をつくること。なお、工事の適正な施工を図るため、登録業者には市内在住で滞納がないなど最低限条件を設けること。

<回 答>

(行政運営調整局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

3. 入札制度は、ランク別業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 本市の入札契約制度は、①不正行為の防止、②競争性・透明性の向上、③工事の質の確保、④市内企業の活性化を基本理念とし、16年度から実施しているところでありますが、引き続き、適正な競争環境の確保に努めてまいります。

4. 予定価格の事前公表及び低入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 予定価格の事前公表については、不正行為の防止や入札手続の透明性の確保などの観点から重要な役割を果たしている一方で、低価格競争との関連性も指摘されていることから、現在、その検証を行っているところです。検証を進めるため、平成20年12月から予定価格の事後公表の試行を行っており、21年度においても試行を継続してまいります。

低入札価格調査制度については、法令上制約のあるWTO案件及び総合評価落札方式案件に限定しており、それ以外は最低制限価格制度を適用しています。

5. 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算し、適正な水準に設定すること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 公共建築工事の予定価格積算に用いる資材単価につきまして、その動向を注視し、急激な変動が生じた場合には価格変動に応じて、毎月の改定を実施しております。

(道路局) 資材の市場取引価格を工事予定価格に適切に反映するため、市場の実勢価格を反映している「物価資料」等を基に、3ヶ月に1度、年4回の定期的な設計単価改定を行ってまいります。(4月、7月、10月、1月)

また、鋼材類、油脂類、アスファルト類などの主要な材料で、価格の変動がみられる場合は、臨時改定を行ってまいります。

6. 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、適正に行うこと。

<回 答>

(道路局) 公共工事の労務単価は、国(国土交通省及び農林水産省)と連携しながら公共事業労務費調査を毎年実施し、地域の実態に基づき決定された労務単価を本市の公共工事設計労務単価として使用しています。

7. 受注者・発注者間の片務性を排除し、十分な協議のもとで変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を強化すること。

<回 答>

(都市整備局) 平成18年度に「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」を作成し、受注者及び発注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、受注者・発注者間の片務性の是正に努めています。

(行政運営調整局) 元請・下請関係につきましては、本来、民間どうしの関係ではありますが、本市では、契約者すべてに「本市発注工事の適正な施工について」という書面を配布し、適正な下請契約の締結や代金支払い等の適正化について要請しているところです。

8. 公共工事の地元中小企業向け発注について、金額・件数のそれぞれの目標を明確にし、その割合を引き上げること。また、市が購入する物品は市内中小業者に優先的に発注すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 工事の発注にあたりましては、従来より市内企業への発注を原則としております。今後は、分離・分割発注を徹底することにより、市内中小企業向け発注の拡大に努めてまいります。

また、物品の発注についても、市内企業への優先発注を基本としており、今後も引続き分離発注を行うなど、可能な限り市内中小企業向け発注の拡大に努めてまいります。

9. 総合評価落札方式については、価格評価偏重を排除し、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを重視すること。

<回 答>

(都市整備局) 20年度は約60件の工事に総合評価落札方式を適用しました。評価項目として施工実績や技術者の施工経験、営業所の所在地、災害協力業者等を設定しております。なお、今後とも検証を続けより良い制度となるよう改善を図ってまいります。

5) 生き生きと生活できる雇用の創出を

1. 市民の働く権利を保障し、解雇を規制し、市民の働く職場や仕事づくりのための労働行政を本市の責任で行うこと。

<回 答>

(経済観光局) 平成18年度に策定した「横浜市雇用創出プラン」に基づき、雇用・就業施策を実施しております。

また、労働条件や法制度に関する広報や啓発は、引き続き様々な機会をとらえて実施してまいります。解雇規制等につきましては権限を持つ機関が適正に対応すべきものと考えます。

2. 「公契約条例」を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 指定管理者の雇用条件に関しては、他の法令等と同様に労働関係法規についても適切に遵守されていくべき事項であると考えております。

3. 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で保障すること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 個々の労働条件については、指定管理者が決定すべき事項と考えております。

4. 社会的責任として、市内企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。

<回 答>

(経済観光局) 市内経済団体や就業支援にかかわるNPOなどで構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」と連携・協働しながら、平成18年度に策定した「横浜市雇用創出促進プラン」に基づき、市内における雇用創出を図ってまいります。

5. 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局及び経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。

<回 答>

(経済観光局) [こども青少年局] 若年者を含め対象者ごとの雇用関連施策を体系的に提供できるよう、市内経済団体や就業支援にかかわるNPOなどで構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」を運営するとともに、庁内の連携を強化するための連絡会議(庁内連絡会議)を開催しております。

補助金等につきましては、国において検討し、制度創設しております。

6. 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどを充実すること。

<回 答>

(こども青少年局) [経済観光局] 若年無業者の職業的自立に向けた支援としては、よこはま若者サポートステーションにおいて、一人ひとりの状況に合わせた自立支援プログラムを作成し、他の関係機関・企業と連携しながら、就労に向けた様々な支援メニューを提供してまいります。

6) 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

1. 神奈川県は食料自給率は3%(カロリーベース、2006年)と全国で東京都の1%に次いで低い。食の安全性や農地の役割、脱温暖化、穀物類の物価高騰などが問題になっている現在、市内農業の推進がますます重要になっていることから、農業振興施策・予算を充実・増設させること。

<回 答>

(環境創造局) 従来の農業振興施策とともに、横浜みどりアップ計画の新規拡充施策を推進していくことで、市内農業の支援を更に充実していきます。

2. よこはまブランド農産物の出荷促進対策として、出荷資材購入費の補助など、振興策を図ること。

<回 答>

(環境創造局) 農業者団体が出荷資材を作成する際に、消費者の目にとまる「はま菜ちゃん」表示を行う場合は一定の補助を行ってまいります。

3. 市内公共緑化に、市内生産の植木・花卉類を使用すること。

<回 答>

(環境創造局) 公共施設緑化等には、市内で生産した緑化用樹木を積極的に活用するよう引き続き働きかけていきます。

4. 生産緑地の農業振興を図るため、営農期間を 30 年から 20 年に短縮し、営農継続が困難な場合を買い取り要件に加えるなど、指定要件を緩和するよう国に働きかけること。

<回 答>

(環境創造局) 生産緑地制度は、市街化区域内農地の持つ緑地機能を保全すべきとの都市計画上の要請から、旧制度では 10 年間であった営農継続期間が 30 年間に強化されたものであり、現時点での制度改正は難しいと考えますが、生産緑地拡大のため様々な見直しを行い、必要な事項は国に要望してまいります。

5. 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月 15 万円を 3 年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで横浜市独自の制度として実施すること。

<回 答>

(環境創造局) 新たな制度創設並びに視独自制度の実施についても困難です。

6. 横浜チャレンジファーマー研修生の募集人員を増加し、研修内容を充実させること。

<回 答>

(環境創造局) 募集人員については、今後の動向を踏まえ、検討してまいります。また、研修内容については、研修生及び研修先農家の意見などを参考にして充実を図ってまいります。

7. 環境にやさしい農業を促進するため、堆肥化施設等の整備等の補助を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) 堆肥化施設等を整備する場合の補助については、平成 21 年度事業として、新たに計画しております。

8. 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。

<回 答>

(環境創造局) 休耕地等への対策として、本市の「特区農園」等の制度を活用した市民農園の開設、遊休化した農地の復元、農地への利用権設定による賃借を促進していきます。

9. 農業生産に伴う剪定枝や野菜残渣等の有機的処理を促進するため、グリーンコンポストプラントでのより広範な受け入れが可能になるよう、受付当日に全量受け入れができるようにすること。必要に応じて、現在 1 か所のプラントを増設すること。

<回 答>

(資源循環局) グリーンコンポスト施設は、せん定枝のリサイクルを目的として設置された施設です。製品については特殊肥料として県に届出をしており、有料で売却していることから、品質維持のため受け入れる廃棄物については一定の制限を設けています。

なお、せん定枝等のリサイクルについては市内の民間施設でも行っていますので、増設の予定はございません。

(4)大型開発を見直して、生活・環境・防災重点の公共事業を

1) 不要不急の大型公共事業の見直しを

1. 既存の港湾設備（本牧・大黒・南本牧(MC-1.MC-2)ふ頭)を有効活用し、南本牧 MC-3、MC-4 など新たな大水深コンテナバース整備の計画は中止すること。

<回 答>

(港湾局) 基幹航路におけるコンテナ船の大型化が進展していることなどから、世界最大級の水深 20m岸壁を有する南本牧 MC-3 コンテナターミナルについては、19 年度より工事に着手し、24 年度供用開始を目指して整備を進めてまいります。

2. 国際競争力強化と称し、実施されている港湾利用コストの低減やリードタイムの短縮、364 日・24 時間稼働がもたらしている低賃金・過重労働の解消、無法な二重派遣の規制など、中小港運業者や労働者の保護および安全で働きやすい環境づくりに、全庁的に取り組むこと。

<回 答>

(港湾局) 港湾労働法等、関係法令に基づく労働者の雇用安定・秩序維持については、厚生労働省神奈川労働局が直接の所管となりますが、これらの問題に留意して、横浜港の国際競争力強化の推進に取り組んでまいります。

3. みなとみらい 21 地区の土地売却については、土地価格の事前公表を含む公募方式から、入札方式にすること。

<回 答>

(都市整備局) みなとみらい 21 地区の土地売却につきましては、引き続き事業提案を重視した公募を行ってまいります。

なお、事業提案による優劣がつかない場合には、入札を実施いたします。

4. 高速横浜環状道路計画は、白紙撤回をふくむ抜本の見直しを行うこと。

<回 答>

(道路局) 横浜環状道路は、本市の道路網の骨格をなし、市民生活の利便性向上や市内経済の活性化につながり、さらには市内交通混雑の緩和や交通円滑化による環境改善をもたらす重要な路線であります。

また、横浜港の機能強化や京浜臨海部の活性化のためにも重要で、都市再生プロジェクトにも位置付けられていることから、早期に整備する必要がある路線と考えております。

現在、事業中の横浜環状南線については、平成 27 年度の供用を目指し、国や東日本高速道路株式会社と連携して、早期に本格的な工事着手ができるよう努めてまいります。

横浜環状北線につきましては、平成 24 年度の完成に向けて、首都高速道路株式会社と連携しながら用地取得及び工事を進めてまいります。

横浜環状北西線については、早期事業化に向け、都市計画案や環境影響評価準備書の公告・縦覧等を実施するとともに、国等関係機関との協議・調整を図るなど、都市計画や環境影響評価の手続きを進めてまいります。

5. 「都市計画道路の見直し」にあたっては、住民の意見・要望を尊重し、環境に配慮した街づくり、必要な生活道路づくりを基本にすすめること。特に「岸谷線」など「廃止」を求める意見の強い路線について、住民合意を前提に整備の強行はしないこと。

<回 答>

(道路局) 都市計画道路網の見直しにあたっては、「安全なまちづくり」や「環境に配慮したまちづくり」などの6つの視点から総合的に評価・検証しています。また、検討の節目ごとに市民の皆さまからのご意見等も伺いながら進めてきており、今後も、岸谷線など個別路線の都市計画手続きに際しては、進ちよくに合わせて広く市民の皆さまに情報を提供し、合意形成を図りながら進めてまいります。

6. PFI手法の事業選択は慎重に対応し、地元業者が参加できるよう必要な支援制度を創設すること。

<回 答>

(共創推進事業本部) PFI事業は全ての施設整備事業に導入するのではなく、民間の創意工夫の活用余地が大きく、民間企業のノウハウを生かせる事業や、施設の整備から維持管理まで一括して取り扱うことによるコスト縮減効果の高い事業などを中心に導入を推進しています。

また、PFI事業を実施するにあたっては、市内企業の育成を図り、市内経済の活性化を目指すことも必要と認識しています。したがって、事業者募集時における参加資格の審査において、経営事項審査の評点による制限を緩和するなど、技術力と意欲ある企業により多くの参加機会が確保されるように配慮しています。

7. 羽田空港再拡張事業への5年間で100億円の無利子融資貸付計画については見直すこと。また、神奈川口構想は、市民が是非を判断できるよう情報公開を徹底するとともに、事業の必要性・効果を慎重に検討すること。

<回 答>

(都市経営局) 16年2月に、国土交通大臣と神奈川県知事、横浜市長、川崎市長による「神奈川口構想に関する協議会」が設置され、羽田空港再拡張・国際化の効果を最大限に活かすための施策が検討されています。協議会の資料は、事務局である国土交通省のホームページでの閲覧が可能となっております。このほか、本市のホームページにも本市の取組に関する資料を掲載するなど、情報の公開に努めております。

羽田空港の再拡張・国際化は、横浜市にとっては、

- ①東アジアへのアクセス時間が短縮されるなど市民の利便性が向上すること
- ②海外からの観光客の増加や、海外企業の立地等による産業活性化などが期待できること
- ③羽田空港の国際航空物流機能が強化されることで流通業務の円滑が期待できることなどのメリットが考えられます。

また、本市の試算によると、国際線が6,000km圏に6万回就航した場合、横浜市へは、一年間で、約1,400億円の経済波及効果、約27億円の税収増加、約6,500人の雇用増加が見込まれております。

以上のように、横浜市の国際競争力強化、経済の活性化の観点から非常に大きなインパクトを与える羽田空港再拡張事業に対して、無利子貸付を実施しております。

8. 横浜駅周辺大改造計画については、「ツインタワー」や高速道路の移設など巨大再開発事業を伴うものでなく、水害など防災対策に重点をおいた計画にすること。

<回 答>

(都市整備局) 安全安心のまちづくりを進め、誰もが安心して集える場にするために、河川改修やまちづくりにあわせた橋梁の架け替え等により、河川の治水安全度の向上を図ることや、震災時における、帰宅できない来街者が一時的に滞留するスペースを確保していく取り組みなど、防災対策についても重点を置いて計画を策定してまいります。

9. 新市庁舎等の整備計画はいったん白紙に戻し、「住民投票」等によって市民に是非を問う機会を設け、改めて計画を検討すること。

<回 答>

(都市整備局)〔行政運営調整局〕新市庁舎等の整備計画については、今後ともパブリックコメントなどにより、広く市民の意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える

1. 鶴見区末広町に建設が計画されている「大規模産業廃棄物処理施設」については、大気汚染による住民への健康被害、交通渋滞等の観点から、許認可については十分な審査を行うこと。

<回 答>

(資源循環局) 事業者からの許可申請がありましたら、廃棄物処理法の許可基準に基づき適正に審査を行って参ります。

2. 市街地緑地保全のために、緑地保存地区指定の対象面積の縮小など制度緩和で、緑地保全指定等の拡大を図ること。また、緑の保全・創造を理由とした「新税の創設」については、市民合意なしの強行は行わないこと。

<回 答>

(環境創造局)【下線部について回答】横浜みどり税条例については、平成20年市会第4回定例会に提案させていただき、12月12日の市会本会議において、次の6項目の附帯意見が付されたうえで、ご議決いただきました。

今後、附帯意見で指摘のあった事項をしっかりと実行し、広く市民の皆さまのご理解、ご協力を得ながら、取組を進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(附帯意見)

- 1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること。
- 3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること。
- 4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること。
- 5 横浜みどり税の使途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること。

6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

3. 開発調整条例を強化し、貴重な緑を失う3000平方メートル未満の分割開発を規制すること。

<回 答>

(まちづくり調整局)〔環境創造局〕開発区域の設定につきましては、計画的、構造的又は工事の施工方法に一連性がある場合は、一体の区域として開発許可制度を運用しており、分割開発の抑制に努めております。

4. 緑化地域に関する条例における緑化対象を、現行の500平方メートル以上を300平方メートル以上に引き下げ、建ぺい率などに応じて面積に弾力性を持たせるとともに、商業系・工業系用途地域も含めること。

<回 答>

(環境創造局) 緑化地域制度は平成21年度からの運用を予定しており、運用開始後の実績等も踏まえながら、緑化地域の区域の拡大等についても研究してまいります。

なお、商業系用途地域については、より実質的な効果が上がる様、国に制度改正の要望を行っているところです。

5. 瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 都市計画提案が行われた場合、横浜市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や環境等への配慮などを踏まえ、厳正に審査・評価のうえ、総合的に判断してまいります。

6. 事業者からの温室効果ガスの削減を進めるために、地球温暖化対策計画の提出事業者を拡大するとともに、これらの事業者に温室効果ガス排出量の削減義務を課し、排出量取引制度を導入すること。合わせて、経営規模の小さい事業所に対して、財政的補助も含めて脱温暖化対策のサポートを強化すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 地球温暖化対策計画書制度については、対象者を拡大するとともに市による公表者や優良事業所の表彰などを拡充してまいります。

中小規模事業所については、任意に当該制度に参加できることとし、意欲ある事業者の支援を行ってまいります。

7. 設置費用の補助を拡充し、住宅用太陽光発電システムや、太陽熱給湯・暖房などソーラーシステムの普及を促進すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 住宅用太陽光発電システムの補助につきましては、近年の太陽光発電に対する関心の高まりや、国の補助制度復活が予定されていることから、設置希望者の増大が予想させるため、補助件数を拡大します。

また、太陽熱利用システムにおきましては、太陽光発電よりも高効率であることから、普及促進のため住宅への補助を開始します。

8. コンビニエンスストアやファミリーレストランに対し、深夜営業の自粛要請を求める条例等を制定すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 地球温暖化対策計画書制度の対象者を拡大し、コンビニエンスストアやファミリーレストランからも計画書を提出していただくこととしております。単純に営業時間を制限するのではなくエネルギー使用を抑制する観点から、機器の効率化や照明の交換などエネルギーの効率的利用を指導するなど、削減の取組を促してまいります。

9. 金沢・野毛山・横浜動物園は、動物園に本来求められる「娯楽」「種の保存」「教育」「調査・研究」の4つの機能・役割を維持するための、必要な指定管理料を保障すること。また、ネーミングライツ(命名権)売却が検討されている野毛山動物園について、「社会教育の場」「公共性」の役割からネーミングライツ売却は取りやめること。

<回 答>

(環境創造局) 動物園の指定管理業務に必要な経費について措置してまいります。また、ネーミングライツにつきましては、利用者サービスの維持向上を図るとともに、施設維持管理コストを軽減するための経営努力の一環として取り組んでおります。

10. 共同住宅等の受水槽の検査・清掃が適切に行われるように指導・点検すること。また、直結給水方式への切り替えの促進へ助成等を拡充すること。

<回 答>

(水道局) 18年度からは、受水槽の衛生管理の質を向上させ、お客さまの信頼を得ることを目的として、市内約20,000か所全ての受水槽の巡回点検を実施し、不適切な部分の改善について設置者へ指導、助言を行うとともに、直結給水方式への切替えの促進を目的として、受水槽からの切替えのメリット等のPRをあわせて実施しています。なお、巡回点検は、5年間で一巡する計画で実施おり、21年度は5,000か所の点検を予定しています。

このほか、受水槽施設への水道局の対応としましては、お客さまの依頼により、蛇口での無料水質検査をサービスの一環として実施しております。検査の結果、水質に問題がある場合は、区福祉保健センターと連携して設置者へ受水槽施設の適正管理の指導を行っています。

なお、助成制度の拡充につきましては、増圧ポンプ等が私有財産であることから、考えておりません。

11. 水道事業の収益については、福祉・医療施設の利用料減免や、一般市民向けの料金引き下げとして、市民に還元すること。

<回 答>

(水道局) 水道事業財政は、水道料金収入が毎年減少し厳しい状況が続く一方、昭和40年代に建設したものが多く配水管等や、浄水場などの基幹的施設の老朽化が進み、抜本的な更新が不可欠であり、耐震性の向上と併せて、多額の資金が必要となる見込みとなっています。

このため、より一層経営の効率化に取り組んで資金を生み出し、水道施設の耐震化、再整備等に充当することによって、将来にわたって安全でおいしい水を安定的に市民にお届けすることを基本に、お客さまサービスの向上を図ってまいります。

12. 安全上問題の遊具を撤去した公園について、新たに安全な遊具を設置するなどの整備とともに

に、定期的に点検を行うこと。

<回 答>

(環境創造局)平成19年度に撤去した遊具の再設置につきましては、20年度から地域の方々のご要望等を伺いながら、順次実施しています。

また、「遊具点検マニュアル」に基づき、定期的な点検に努めてまいります。

13. ドッグランについては、本市の直接建設も含め整備を拡充すること。

<回 答>

(環境創造局)公園内のドッグランについては、近隣住民や利用者の相互理解、協力のもと、適切な管理運営を行っていくことが重要となります。このため、現在は公園利用者などで構成されるNPO法人などが、一定の条件のもとで自主管理が行える場合に限り、整備について検討してまいります。

3) 資源のリサイクルとごみ減量化の促進

1. 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制及び指導を強化し、分別収集の徹底による減量化をいっそう推進すること。

<回 答>

(資源循環局)事業系ごみの減量化・資源化対策として、市焼却工場での搬入物検査を強化するとともに事業者の自主的な取組みが促進されるよう、排出事業者に対する働きかけや立入調査を実施しております。

2. 「燃やすごみ」の夏季収集回数(週3回)を、現行の7~8月の2か月間から、6~9月の4か月間に拡大すること。

<回 答>

(資源循環局)収集回数の変更に伴い収集職員を削減した中で、特別な体制を取り、週3回収集を実施するものですので、2か月間の対応が限度と考えております。

3. 家庭ごみの容器包装プラスチック類は、市民の意見を踏まえて、収集回数を週1回から2回に増やすこと。

<回 答>

(資源循環局)プラスチック製容器包装の収集回数につきましては、平成18年2月のアンケート調査では約9割の世帯で、1週間あたり概ね45リットル1袋以下で排出していることや、他のほとんどの都市でも週1回収集であるという状況を踏まえ、現行の週1回収集で対応してまいりたいと考えております。

4. 家庭ごみ収集について無料制度を堅持すること。

<回 答>

(資源循環局)家庭ごみ収集の有料化は、ごみの減量・リサイクルの推進や財政への寄与に有効な手段の一つと考えております。しかし、現在のところ市民との協働により順調にごみは減少しており、分別への取組が徹底・定着した後に、他都市の実施状況も参考にしつつ、導入の必要性も含め検討すべきと考えております。

5. 家庭用電気式生ごみ処理機の助成額を増額するとともに、生ごみ堆肥化の検討を推進するこ

と。

<回 答>

(資源循環局) 家庭用電気式生ごみ処理機の助成につきまして、購入価格が年々低下していることなどから、助成額の上限を 20,000 円から 10,000 円に見直しし、引き続き助成を行ってまいります。また、平成 20 年度に実施した生ごみたい肥化事業につきましても、推進してまいります。

6. ごみの分別違反者への過料については慎重を期し、ごみの分別・リサイクルについて、市民へ丁寧な啓発を優先させること。

<回 答>

(資源循環局) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度については、分別の徹底と定着に向けた取り組みとして、引き続き実施してまいります。併せて、集積場所の状況等により、分別説明会の開催、ごみ出しルールの遵守を呼びかける看板の設置、集積場所での啓発・指導等も行っています。

7. 排出抑制を図るための現行施策をさらに充実させること。

<回 答>

(資源循環局) G30 プランについては、本市ではまだまだ人口が増加する中、横浜市中期計画における目標「ごみ量 35%削減」を確実なものとするため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量・リサイクルを引き続き進めてまいります。

4) 市営バス事業の堅持と市民の足を守る

1. 公営交通企業としての市営バス事業を堅持し、さらにサービス向上を図ること。そのために、必要な一般会計補助金を計上すること。

<回 答>

(交通局) 改善型公営企業として持続的な経営基盤の確立を進め、市営バス・地下鉄の運行を行っています。また、職員の接遇の向上を進めるとともに、20 年度からノンステップバスを主力車両としたほか、21 年度からは、通院などに対応する「生活支援バスサービス」に取り組みます。

2. 「横浜市生活交通バス路線維持制度」の対象路線については、利用者の要望にもとづき、維持及び便数等の拡充を図ること。3 年毎の見直しにあたっては、適用基準を下回る路線の場合でも、沿線住民の声を反映して、機械的な減便やルート変更はしないこと。

<回 答>

(道路局) 「横浜市生活交通バス路線」については、利用状況等に大きな変化がなければ維持を継続してまいります。

なお、見直しを行う際には、利用状況や利用者の意見を考慮してまいります。

3. 市営バスの「暫定路線」は、引き続き交通局として運行し、増便を図ること。

<回 答>

(交通局) 市営バス暫定運行路線は、平成 21 年 4 月からは営業路線として運行することとしますが、経営上の問題もあり、増便することは困難です。

4. これ以上の市営バスの民営移譲を止めること。

<回 答>

(交通局) 改善型公営企業として自主自立経営を目指し、効率的なバス路線の見直し等に努めており、現状では民営移譲についての考えはありません。しかしながら、今後、経営上の問題など状況によっては選択肢の一つとして考えざるを得ないことをご理解ください。

**5. 市営バスの停留所の上屋設置を民間業者まかせにせず交通局が責任をもって進めること。
停留所のベンチは、バスが見える向きに設置すること。**

<回 答>

(交通局) バス停留所上屋については、景観・設置費用の削減などの面から民間活力を活用した民間事業者との協働による広告付き上屋の設置を進めておりますので、交通局としては、設置することは考えておりません。ベンチの向きにつきましては、道路幅員によってはバスが見える向きに設置することが困難な場合があります。

6. 交通不便地域を解消するために、路線の再編・新設、コミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。

<回 答>

(道路局) バス路線の再編成、新設については、事業としての採算性などの条件が整うことが必要と考えられますが、関係バス事業者に対して働きかけてまいります。

また、平成19年度から、地域が主体となって、地域の特性にあった交通サービスの検討を行う場合には、計画づくりから運行に至るまでの事業の立ち上げに対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」の運用を行っております。

(交通局) 交通不便地域を解消することは、課題のひとつと考えていますが、採算面など経営上難しい問題があることをご理解ください。

しかしながら、地域の高齢化や他のバス路線の運行状況等を踏まえた通院やお買い物等の支援策も必要と考えており、21年度には、「生活支援バスサービス」を中区、緑区で試行する予定です。

7. 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者の負担にならないように補助を行うこと。

<回 答>

(道路局)「地域交通サポート事業」を平成19年度から運用開始し、実証運行を開始した地区や、具体的な計画について検討を開始した地区もありますので、まずはこれらの地区において、様々な工夫や知恵を出し合いながら、本格運行を目指してまいります。

話し合いの体制づくりを目指して取り組んでいる地区についても、取組がスムーズに進むよう、引き続き支援してまいります。

8. 燃油価格の高騰が深刻さを増す中で、大量の軽油を消費するバス事業者（市営・民間含め）に、公共交通を維持する立場及び、運賃値上げを避ける立場から「燃油補助金（仮称）」等の支援策をとること。

<回 答>

(道路局) 必要不可欠なバス路線を維持するため、平成19年度から、横浜市生活交通バス路線維

持制度の運用を開始しており、利用状況等に大きな変化がなければ、維持を継続してまいります。

5) 安心して住み続けられるまちづくり

1. 切実な市民要望にもとづき、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 市営住宅につきましては、新たな用地取得による新設団地整備は行わないこととしておりますが、十日市場住宅の建替に伴い都市再生機構と実施してきた総合再生事業の一環として、UR 南日吉団地内において、21 年度に 114 戸の借上げを行います。

2. 「ヨコハマ・りぶいん」の家賃減額補助制度を見直し、新婚世帯や高齢者・障害者同居世帯にも、利用拡大にむけ家賃補助制度を拡充すること。

<回 答>

(まちづくり調整局) ヨコハマ・りぶいん制度は、法律等に基づいて家賃減額補助を行っており、入居者負担額は所得税法に基づく所得金額から一定の控除済みの収入に応じて決定されます。なお、新婚世帯・障害者同居世帯・高齢夫婦世帯も対象となっております。

3. 市営住宅使用料の滞納者への強制的な退去は、悪質な場合を除き、機械的な対応はやめること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 今後とも入居者からの相談等には、福祉関係機関とも連携した、きめ細やかな対応に努めてまいります。

4. 区役所に「建築問題相談室」(仮称)を、まちづくり調整局職員の派遣や NPO の協力を得て常設し、建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応できるようにすること。

<回 答>

(まちづくり調整局) ハウスクエア横浜などにおいて、マンションの維持管理や耐震性の向上、建替え問題等に関する相談を NPO の協力を得て定期的に行っているほか、一級建築士・マンション管理士・弁護士等の専門家を現地に派遣する制度などにより、市内のマンション管理組合の活動を支援しています。

引き続き市民のニーズや行政の効率性を踏まえてきめの細かい相談対応を図ってまいります。

5. バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)にもとづいて建築物などのバリアフリー化を促進すること。とりわけ、鉄道事業者にも責務が課せられている「鉄道バリアフリー」については、本市の事業費補助等を活用して、鉄道事業者エレベーター等の整備によるバリアフリー化を強力に働きかけ、早急な推進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 平成 17 年に「ハートビル条例」(現「建築物バリアフリー条例」)を制定し、「ハートビル法」(現「バリアフリー新法」)で定めるバリアフリー基準の強化、対象建築物の拡大及び対象規模床面積の引き下げをしており、建築物のバリアフリー化の促進を図っております。

(健康福祉局)【下線部について回答】鉄道駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、従来から民営鉄道事業者に対して、「横浜市鉄道駅舎エレベーター等設置補助制度」を活用したエレベーター等の整備を積極的に要請しています。

エレベーター等の設置されていない駅につきましては、引き続きバリアフリー化を働きかけてまいります。

6. 市役所・区役所等の駐車場は有料化しないこと。

<回 答>

(市民活力推進局)〔行政運営調整局〕市庁舎・区庁舎に設置されている限られた駐車場を有効に活用し、多くの方により利用しやすい駐車場とするため、これまで駐車場に関する市民へのアンケート調査、利用実態調査、市民代表者や学識経験者で構成する懇談会、パブリックコメントなどを実施してまいりました。いただいたこれまでのご意見等を十分に踏まえ、駐車場利用者の一部の方に、利用料をご負担いただくよう、条例制定の議案を提出させていただきました。

6) 災害に強い安全なまちづくり

1. 公共施設にとどまらず、民間の学校・幼稚園、保育所、病院、診療所（各区の夜間急病診療所等を含む）などの施設等へ助成を拡充して、耐震化工事の促進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築をした学校、病院、百貨店などの多数の人が利用する 3 階、かつ、1,000 平方メートル以上（幼稚園・保育所にあつては 2 階、かつ、500 ㎡以上）の民間建築物の耐震診断、改修設計、耐震改修工事に要する費用の一部に補助する制度を平成 18 年度から設け、耐震化の促進を図っています。

2. 水道、下水道などライフラインなどの公共施設の耐震化などを推進すること。特に、現在耐震化率 0% の浄水場と水再生センターの耐震化を急ぐこと。

<回 答>

(水道局) 21 年度からスタートする新しい中期経営計画(平成 21~23 年度)では、「施設の更新・耐震化のスピードアップ」を見直しの重点に置いております。

浄水場のうち、川井浄水場は、21 年度から更新事業に着手し、あわせて耐震性も強化します。他の浄水場につきましても、耐震補強の計画を前倒しして実施することにしております。

また、配水管についても現行計画（平成 18~22 年度）をスピードアップさせ、耐震化を推進することとしております。

(環境創造局) 震災時においても市民の皆様の衛生的な生活を確保するため、水再生センター、ポンプ場及び下水道管路などの耐震化を進め処理機能の確保を図ります。なお、水再生センター等の施設を全て耐震化するには、時間と費用を要することから、必要最低限の水処理機能を確保するため、汚水の沈殿・消毒処理機能の確保を優先して耐震化を進めてまいります。

3. 地域防災拠点に、災害用地下給水タンクあるいは飲料用緊急給水栓のいずれかを必ず設置するとともに、2 階以上にある防災備蓄庫を 1 階に降ろすなど改善すること。

<回 答>

(水道局) 災害用地下給水タンクあるいは緊急給水栓については、地域防災拠点等の小中学校を

中心に整備し、平成 17 年度までに整備を完了しています。

配水池、地下給水タンク、緊急給水栓を合わせて、市民が概ね 500 メートル圏内で飲料水を確保できるようにしており、新規に災害用地下給水タンク、緊急給水栓を設置する予定はありません。

(安全管理局) 2 階以上にある防災備蓄庫は、児童の増加による教室の需要増などの状況を踏まえ、教育委員会と協議の上、校庭等へ移設を行っております。

4. 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、パンフレットをわかりやすい内容に改善し、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援及び、補強工事の助成拡充等を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 昨年 7 月に、耐震改修の概要や事例、支援制度等を総合的に分かりやすく案内する「耐震改修のすすめ」を新たに発行し、窓口等で配布しているほか、耐震診断を利用した方に対してお送りしています。

また、20 年度から自宅に相談員を派遣して耐震改修等の相談に応じる訪問相談事業を新たに開始しており、引き続き耐震化の促進に努めてまいります。

5. マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、助成拡充と利用促進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 分譲マンションの耐震補強工事への助成については、平成 18 年 10 月に補助率を 15.2%から 33.3%に引き上げました。

また、本診断や耐震補強工事の必要性があるにもかかわらず実施していない管理組合については、制度の周知等、利用促進に引き続き努めてまいります。

6. (株)ヒューザー等によるマンション耐震設計偽装による被害住民への支援を図るため、本市に「耐震偽装対策推進室(仮称)」を設置し、遅れている耐震改修工事に向け、住民の立場に立った工法や設計の検討、公費の拡充や負担軽減に向けた支援策を抜本的に強化すること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 国土交通省が、姉齒元建築士が関与した耐震偽装物件を公表した日(平成 17 年 11 月 17 日)に、局内に構造問題建築物対策本部を設置し住民説明会の開催などにより住民の対応を行いました。さらに、平成 18 年度同本部内に耐震偽装マンション再建支援プロジェクトを設置し、住民との定期協議を行うとともに再建に向けた耐震改修の技術支援・公的支援を行っております。この結果、保有水平耐力比が 0.41 のコンアルマーディオ横濱鶴見(分譲マンション)は耐震改修工事が完了(平成 19 年 11 月 22 日)しております。

7. 自然災害で被災した個人家屋の再建費を助成する「被災者住宅再建支援制度」の創設など、公的補償制度をもうけること。

<回 答>

(健康福祉局)(安全管理局)「被災者生活再建支援法」については、19 年 11 月に同法の一部が改正され、支援金を住宅本体の建設・購入にも使えるようになったほか、対象世帯の年収・年齢要件が撤廃されるなど、大きな前進が図られております。

被災者の生活再建支援については、「被災者生活再建支援法」に基づいて対応してまいります。

8. 消防力の「新整備指標」に基づく、消防出張所の削減はやめること。

<回 答>

(安全管理局) 出張所の再編につきましては、消防需要に応じて適正な場所にバランス良く配置し直すことにより、全市的な即応力や機動力が高まることから、これまで以上に市民の安全・安心を確保できるものと考えております。

9. 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。

<回 答>

(安全管理局)「横浜型消防力再編計画」に基づく消防力の整備を推進するとともに、消防隊等の効率的な運用に努めるなど、大都市のスケールメリットをいかし、適切に対応していきます。

10. 地下街、中高層ビルでの防災・消火能力の強化を早急に図ると同時に、立ち入り査察を徹底し、指導・援助を強めること。

<回 答>

(安全管理局) 地下街、中高層ビルにおいて火災が発生した場合には、消防隊、救助隊、救急隊のほか、「はしご隊」、「排煙サルベージ隊」、「空気ボンベ搬送隊」、「照明隊」など、建物の状況に適応した部隊を出場させることとしています。

また、地下街、中高層ビル（特に高層ビル）の消防用設備等については、設置基準が強化されており、定期的に立入検査等を実施し、消防用設備等や防火、避難施設などの維持管理、防災訓練の実施などの防火管理全般について確認し、不備がある場合にあっては、是正指導を関係者に対して行っています。

11. 時間降雨 50 ミリ対応の改修計画を早期に完成させること。河川の氾濫以外で、浸水頻度の高い地域について、水路整備、排水施設の改善等緊急対策を実施すること。そのためにも、水再生処理センターの統廃合・委託・民営化をしないこと。

<回 答>

(環境創造局) 浸水被害があった地域を重点に、既存施設を有効活用した雨水排水施設や雨水幹線等の整備を進めてまいります。

また、浸水被害の防除や公共用水域の水質保全の確保などの行政責任を果たしながら、横浜市下水道事業「中期経営計画 2007」に沿って水再生センター等の管理の効率化を進めてまいります。

12. 全区で防災計画「風水害対策編」を策定し、「洪水ハザードマップ」等による浸水等の情報提供や対策について、住民への周知を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 防災計画「風水害対策編」を策定するにあたっては、区別計画のモデル案の作成や個別相談に応じるなど、計画策定の支援をするほか、区に配置されている危機管理担当係長等と連携を図りながら、区別計画策定支援に取り組んでまいります。

平成 21 年度は、県の浸水想定区域の指定を受けた、宮川・侍従川水系の洪水ハザードマップの作成に取り組んでまいります。これにより、平成 21 年度で浸水想定区域の指定を受けた 16 区（西区、神奈川区を除く）のハザードマップ作成が終了します。

洪水ハザードマップは各区総務課で紙マップを必要な方に配布することに加え、本市のホームページでも公開しています。

また、主要な河川の水位情報は、防災情報Eメールでリアルタイムに受け取ることができます。広域避難場所は、地震に伴う大火災が発生し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から身を守るために、火災が収まるまで一時的に避難する場所として指定しているものです。そのため、各広域避難場所の機材庫に仮設トイレ等が備蓄されていますが、今後、機材等の拡充を行う予定はございません。

13. 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保と地域住民への周知、施設・医療品・備蓄物品の拡充等を、さらに図ること。

<回 答>

(安全管理局) 地域防災拠点の備蓄品につきましては、区とも連携を図りながら、改善に努めるとともに、エンジンカッター等の点検を順次進めてまいります。

なお、柔軟に避難するために、明確な避難経路は設けておりませんが、広域避難場所については案内標識等による周知を行っています。

14. 高齢者や障がい者等の災害時避難場所として、新たに地域ケアプラザを指定し、入浴・厨房施設の拡充及び、必要な医薬品・医療器具等を整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 特別避難場所については、施設設置者の申請により、健康福祉局で指定していますが、入浴・厨房施設の拡充等は現状では困難です。

15. アスベスト対策として、無料でのレントゲン診断の実施と、除去・処理についての助成・補助制度を拡充すること。また、区役所で「認定患者申請手続き」等の窓口支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 【下線部について回答】「石綿による健康被害の救済に関する法律」の申請受付と一般的な健康相談は、各区福祉保健センターで実施しております。労働者の健康被害については、労働局や労働基準監督署が窓口となりますのでご案内しています。

また、環境省の委託を受け、一般環境経由で過去に石綿ばく露の可能性がある方に対して、問診や胸部レントゲン検査などを行う「一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査」を平成19年度から実施しており、今後も国と協議しながら実施してまいります。

(まちづくり調整局) 【二重下線部について回答】多数の者が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、含有調査や除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を補助しています。

(環境創造局) 引き続き関係区局等と連携を図りながら総合的に対策を進めてまいります。

(5) 情報公開・市民参加を拡充し、分権・自治を活かした市政運営を

1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を

1. 市民の市政への関心を高めるための工夫をいっそう強めるために、市政情報の周知方法を工夫すること。たとえば、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミの利用や、広報など市民へのお知らせ文書を地区センターや駅など、市民の目に触れる場所に置くことなど。

<回 答>

(市民活力推進局)「広報よこはま」をはじめ、さまざまな媒体を通じて今後も市政情報の周知に努めてまいります。

また、駅や公共施設等に設置しています「PRボックス」も引き続き活用していきます。

2. 市民との協働においては、市民と行政の対等な立場を堅持するために、いっそう政策企画段階からの情報公開と市民参加を保障すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 協働にあたっては、協働推進の基本指針に基づき、市民活動と行政が、対等の立場により、そのプロセスにおいては、事業の企画段階への参画・事業目的を共有し、その経過における情報の公開に取り組んでまいります。

3. 決定プロセスの「行政文書」や政策立案過程の文書も含めて公開し、公開対象をすべての第三セクター・指定管理者にも広げるなど、情報公開制度の拡充を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 条例第2条第2項に規定されている横浜市が保有している行政文書が請求対象となり、開示非開示は条例第7条第2項各号の規定に基づいて判断します。

さらに、条例に定める行政文書の開示のほか、政策決定プロセスにおける情報を含めた市政に関する情報の積極的な公表を義務付けた「横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱」を平成15年3月に制定し、情報公開の総合的な推進に努めております。

また、条例第32条に基づく出資法人等の情報公開については、当該法人への横浜市の関わり等を考慮し、本市の出資率が2分の1以上のものなどを対象としております。

4. パブリックコメントを364万市民の意見として実効あるものにするため、市民に対する告知方法を工夫し、コメントの数値目標を定め、それに見合う期間を設けること。また、コメント内容の関係者が多く利用する場所や施設に配布すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 市民にわかりやすい資料を提供し、意見募集の期間を十分確保するとともに、市ホームページや「広報よこはま」への掲載、報道発表、市役所や区役所をはじめ、公共施設等での資料配布などを行っているところですが、引き続き、案件に応じた総合的な広報等について、工夫してまいります。

5. 市民が市政に対して苦情申し立てをできる制度として、オンブズパーソン制度を創設すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 公正な職務の執行及び適正な行政運営を図るために、副市長を委員長としたコンプライアンス委員会、各区局のコンプライアンス推進委員会、さらにはコンプライアンス外部評価委員会を設置し、本市の行政運営を総合的・継続的に推進・点検・評価しており、引き続きその取組みを進めてまいります。

2) 市民に開かれた各種審議会等に改善を

1. 各種審議会の委員の公募を委員数の3割以上に定め、市民代表の比率を高めること。

<回 答>

(行政運営調整局) 審議会等の委員の選任につきましては、各所管局において、個々の審議会ごとに設置根拠に定める設置目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任し、委嘱しております。

2. 審議会を市民が傍聴しやすいように、会議日の事前予告を時間的余裕を持って、市役所・区役所の掲示板への掲示、ホームページへの掲載とともに、地区センターや駅などにも掲示すること。審議会の会場は、多数が傍聴できるように十分ゆとりを持って設定すること。会議録の公開場所を拡充すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 会議案内については、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱により、市役所及び区役所の掲示板に掲示するとともに、ホームページにも掲載しております。

3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を

1. 女性の就業を促進するため、庁内保育所の整備や事業所内保育所の整備も視野に入れた保育所整備を促進すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 【下線部について回答】庁内保育所の整備につきましては、今後も社会情勢などを踏まえ、必要性も含めて検討してまいります。

(こども青少年局)〔市民活力推進局〕【二重下線部について回答】横浜市中期計画に基づき待機児童の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、引き続き、保育所の整備を進めてまいります。

また、事業所内保育施設の設置支援につきましては、平成20年度より開始した事業所内保育施設設置支援モデル事業において、引き続き施設設置への助成を行ない整備を促進するとともに、設置にあたっての課題や支援ニーズを把握し、モデル事業を検証してまいります。

2. 育児・介護等家庭生活の両立支援のため、産児休暇・育児休暇や年次休暇を取りやすい職場環境の改善に、市が率先して取り組むとともに、民間事業者にも強く働きかけること。

<回 答>

(市民活力推進局)〔行政運営調整局〕次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として策定した「仕事・子育て両立のためのプログラム」を推進し、市役所内の仕事と子育ての両立環境の整備に取り組んでおります。また、平成20年11月に策定した「女性ポテンシャル発揮プログラム」に基づき、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりを進めます。

民間事業者への働きかけとして、引き続き男女ともに働きやすい職場づくりを積極的に進める市内中小企業を認定・表彰します。また、その取組を広く紹介することで他の事業所への普及啓発を図ります。

3. DV被害者のための母子生活支援施設、一時保護施設を充実させるとともに、被害者の自立支援を強化すること。

<回 答>

(こども青少年局) 母子生活支援施設については、平成19年度に緊急一時保護事業を2か所で開始し、入所枠を増やしました。また、退所後のフォローをすることで自立を促進し地域で安心して生活できる支援を開始しました。同様にシェルターへの専門的支援職員を配置するなど、

引き続き DV 被害者等の地域での生活に向けた支援を行います。

(市民活力推進局)「よこはま男女共同参画行動計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、DV被害者への支援体制の強化に努めてまいります。

4. 民間が運営する一時保護施設の支援を一層強めること。

<回 答>

(こども青少年局)民間が運営する一時保護施設への支援につきましては、神奈川県等の関係機関等とも十分に連携を図り、総合的に取り組んで参ります。

(市民活力推進局)関係機関等で十分に連携を図り、取り組んでまいります。

4) 多様な市民活動の積極的支援策を

1. 区版市民活動支援センターを、未設置の行政区に早急に設置すること。また、桜木町と戸塚にある市民活動支援センターにおける専門家を増やし、区版市民活動支援センターの体制を支援すること。

<回 答>

(市民活力推進局)区版市民活動支援センターは、平成 20 年度中に、全 18 区で事業を開始します。

また、桜木町の市民活動支援センターと区版市民活動支援センターは、役割分担のうえ連携し、市民活動支援を行ってまいります。

なお、戸塚にある市民活動支援センターは、平成 21 年 3 月に、とつか区民活動センターへ転換します。

2. 空き店舗、空きビルなどを身近な市民の活動拠点として活用するための支援策を充実させること。

<回 答>

(市民活力推進局)市民活動の活動拠点への支援としては、市民活動団体が事務所として賃借し、活動拠点として活用した場合、経費の一部を助成する市民活動推進助成金があります。また、地域での活動拠点づくりへの支援としては、各区局で行っている、それぞれの事業目的に合わせた地域の拠点整備に対する補助制度などが活用できます。

3. 地域活動推進補助金を増額し、町内会・自治会への地域活動支援制度を拡充すること。なお、防犯灯の維持・管理費は、別途支給すること。

<回 答>

(市民活力推進局)【前段について回答】地域活動推進費による助成を 21 年度も引き続き行ってまいります。

(安全管理局)【後段について回答】防犯灯の維持・管理費につきましては、平成 18 年度より地域活動推進費補助金とは別に、「防犯灯維持管理費補助金」として、1 灯あたり年間 2,200 円支給しております。

4. 区づくり推進費の配分に税・国保料の収納率等の成果主義を持ち込まず、増額すること。

<回 答>

(市民活力推進局)市税と国民健康保険料の収納率等の指標は、予算を編成していく中では、歳

入確保の取組が重要であり、市税・国民健康保険料の徴収事務を担う区の役割は重要であるとの考えから取り入れたものです。

また、財政状況が大変厳しい中で、増額については、難しい状況であると考えますが、地域のニーズを反映した使いやすい予算となるような工夫を検討していきます。

5. これ以上の指定管理者制度の導入はしないこと。指定管理者の再指定にあたっては

①コストを最優先に追求する株式会社の指定を行わず、公的施設の役割である事業の継続性・安定性・専門性を維持する団体を指定すること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 公の施設の管理者の選定にあたっては、施設の設置目的等を踏まえ、より効果的・効率的な運営を行うことができ、市民サービスの向上に寄与できる団体を引き続き選定していきたいと考えております。

②公的施設のサービス水準の維持・向上のため、人件費削減に繋がる指定管理料の削減を行わないこと。市と管理者の雇用責任を明確にすること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 指定管理料について、施設の運営に必要な金額の確保に努めてきたところです。今後とも、適正な指定管理料となるよう努めていきたいと考えております。

③公的施設の運営に携わる人材育成に力を入れ、特に、専門性、継続性を重視すること

<回 答>

(共創推進事業本部) 公の施設の運営における人材育成の重要性については、従来から認識してきたところです。

④地方自治法にもとづき、公的施設の役割を効果的に発揮するために、非公募、直営に戻すことも選択枝とすること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 公の施設の管理者の選定については、より効果的・効率的な運用と、市民サービスの向上に寄与できる主体を選定するように制度運用を行ってまいりました。今後も引き続き、適切な運営主体の選定に取り組んでまいります。

⑤指定管理者への評価には、利用者・住民の声を取り入れ、それを公表するとともに、再指定の選定における透明性を高め、説明責任を果たすこと。

<回 答>

(共創推進事業本部) これまでも、指定管理者制度の評価にあたっては、市民利用施設における利用者アンケートや利用者会議の実施などにより、施設における認識を行ってきたところです。また、第三者評価における施設運営の検証についても公表を行っているところです。今後も引き続き、利用者等の意見を取り入れることなどにより、より良い施設運営の実現に努めてまいります。

5) 区民サービスの向上と身近な区の自治機能の拡大を

1. 区役所の窓口での待ち時間を短縮させるとともに、窓口サービスの向上を図ること。窓口業務の民間委託はやめること。

<回 答>

(市民活力推進局) 戸籍システムによる事務の効率化や第2・第4土曜日開庁による来庁者の平準化などにより、利便性の向上を図っているところです。

サービスの提供にあたっての執行体制については、官民の役割分担の考え方にに基づき、最適な方法を選択する必要があると考えております。

2. 地区センター、コミュニティーセンターを増設し、地区センターには行政サービス機能をもたせるなど、市民に身近な行政を目指すこと。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センターについては、81館構想のうち既に80館が整備されており、残り1館は都筑区に整備する予定です。また、コミュニティハウスについては、中学校区程度に1館整備していく予定です。

証明発行などの行政サービス機能については、戸籍・住民登録関係の証明書発行件数が減少傾向にある中で、区役所や行政サービスコーナーで行うことが基本であると考えています。今後、市民ニーズの状況などを考慮しながら、効果的、効率的な行政サービスの提供について、総合的に検討してまいります。

3. 区長を準公選制とし、行政区単位に公選または応募による「区民協議会」の設置、中学校単位に地域協議会を設置し、住民自治の拡充、市民参加を促進すること。このような区組織に一定の権限や予算をもたせるため、区の権限や役割、区長や協議会委員の選出方法などを定めた条例を定めること。

<回 答>

(行政運営調整局) 区長の準公選制や「区民協議会」の設置につきましては、政令指定都市の行政区においては、困難であると考えております。

(市民活力推進局) 大都市制度の検討や都市内分権を踏まえながら、区への権限移譲や機能強化など、区のあり方の検討をすすめてまいります。

(6)米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること

1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を

1. 池子米軍家族住宅建設容認を撤回し、市是である米軍基地「早期全面返還」を貫くこと。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設及び区域の早期全面返還を、引き続き、国に働きかけてまいります。

また、16年10月に日米政府間において合意された池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域への住宅等建設については、引き続き、国に対して、自然環境の保全や周辺地域への配慮等を求めてまいります。

2. 米軍基地に関わる防衛施設庁との協議にあたっては、その内容をつぶさに公開すること。公開に当たっては、ホームページが利用できない市民に配慮すること。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設に関する主な動きについて、今後も市のホームページ及び報道発表等で公開してまいります。

3. 市内米軍基地の早期全面返還めざし、在住軍人がいなくなった上瀬谷基地をはじめ、遊休化が歴然としている深谷・富岡基地については、市長が先頭になって、議会と市民が一体の自治体ぐるみの運動を強め、国への働きかけを強化すること。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった取組を進めてまいります。

4. 上瀬谷、深谷、富岡基地においては、施設の安全管理を米軍にさせること。

<回 答>

(都市経営局) 引き続き、市内米軍施設の安全管理の徹底等について、国に対して要請してまいります。

5. 小柴基地の跡地利用については、貯油タンクの撤去を早期に行うとともに、地元地権者・住民の意見を十分反映させること。

<回 答>

(都市経営局) 旧小柴貯油施設については、都市公園(開港150周年の森)として跡地利用を図ることとしており、20年3月に「小柴貯油施設跡地利用基本計画」を策定し、同年5月から6月にかけて市民意見募集を実施しました。

引き続き、国や土地所有者の方々と十分調整を図り、区民・市民の方々のご意見を踏まえながら、貯油タンクの取扱いを含め、具体化に向けた検討を進めてまいります。

2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を

1. 放射能汚染などによって市民の命と健康を危険にさらす米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置に反対し、米軍、国に働きかけること。

<回 答>

(都市経営局) 引き続き、県及び基地関係市と連携しながら対応してまいります。

2. 本市「国民保護計画」は各区実施計画も含めすべてを破棄し、市民を米軍の戦争に巻き込む有事法制の具体化には反対すること。

<回 答>

(安全管理局) 我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。

3. 市会としてだけでなく、横浜市としても非核都市宣言を行い、「非核証明書」のない軍艦船の横浜港入港を拒否すること。

<回 答>

(都市経営局) 【下線部について回答】本市は、ピースメッセンジャー都市として、各国の核実験(未臨界核実験を含む)に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発、交流、協力事業を実施するなど、国際平

和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(港湾局)【二重下線部について回答】横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設(横浜ノース・ドック)が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

4. 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」として設定し、国際平和の諸行事を実施すること。

<回 答>

(都市経営局)本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。現在のところ、横浜大空襲の日を「横浜平和の日」とする予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

5. 都市発展記念館に、空襲・戦災等の戦争と平和に関する資料の展示を行う“戦争と平和コーナー”を常設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)横浜都市発展記念館では震災や戦災を経験し、その後めざましい復興を果たしてきた都市として、その記録を残し、後世の人々に伝えることや、関連する本市の様々な活動や取り組みなどを紹介、展示してまいります。

6. 米軍の戦闘機等の爆音に抗議し、横浜上空を飛ばないように強く要求すること。

<回 答>

(都市経営局)米軍機騒音の軽減や事故防止対策の徹底等について、引き続き、県及び基地関係市、厚木基地周辺市と連携し、国や米軍に対し要請してまいります。



2009. 4

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎内
日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032

FAX. 045-641-7100

ホームページアドレス <http://www.jcp-yokohama.com/>

メールアドレス info@jcp-yokohama.com